

十和田火山避難計画 (小規模噴火の場合)

令和5年3月
十和田火山防災協議会

目次

1 計画の基本的事項		
1.1 避難計画の作成趣旨	…	1
(1) 計画の目的	…	1
(2) 計画の位置付け	…	1
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	…	3
(1) 十和田火山の概況	…	3
(2) 監視観測体制等	…	5
(3) 火山現象と影響範囲	…	6
1.3 避難計画の基本的事項	…	10
(1) 想定火口範囲内に位置する居住地域	…	10
(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区	…	10
2 事前対策	…	12
2.1 防災体制の構築	…	12
(1) 十和田火山防災協議会	…	12
(2) 県及び市町村等の防災体制	…	14
(3) 国の防災体制	…	15
(4) 協議会の構成機関の役割	…	17
(5) 広域一時滞在等の体制構築	…	18
2.2 情報伝達体制の構築	…	19
(1) 火山に関する予報・警報・情報	…	19
(2) 噴火警報等の情報伝達の流れ	…	21
(3) 各県における噴火警報等の情報伝達	…	21
(4) 異常現象等の報告等	…	22
(5) 協議会内での情報伝達・共有	…	24
(6) 登山者、住民等への情報伝達と手段	…	26
2.3 避難のための事前対策	…	27
(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	…	27
(2) 指定緊急避難場所	…	27
(3) 指定避難所	…	27
(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路	…	29
(5) 避難手段の確保	…	36
(6) 避難に際し住民のとりべき行動	…	37
(7) 観光客等の避難対策	…	38
2.4 救助体制の構築	…	39
(1) 救助に関する情報共有体制	…	39
(2) 救助に関する資機材等	…	39
(3) 医療体制	…	39
2.5 避難促進施設	…	43

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	…	46
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合などの避難対応	…	46
（1）異常現象の通報があった場合	…	46
（2）噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合	…	48
（3）噴火警戒レベル4-1に引き上げられた場合	…	64
（4）噴火警戒レベル5-1に引き上げられた場合	…	80
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	…	95
（1）突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→噴火警戒レベル5-1）	…	95
3.3 広域一時滞在等	…	105
（1）広域一時滞在等の判断・実施	…	105
（2）避難手段の確保	…	105
（3）避難先の受入準備	…	105
3.4 救助活動	…	105
（1）救助活動の体制	…	105
（2）住民等の救助活動	…	107
（3）登山者等の救助活動	…	107
（4）医療活動	…	107
3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域	…	108
3.6 報道機関への対応	…	108
4 緊急フェーズ後の対応	…	110
4.1 土砂災害への対応	…	110
4.2 避難の長期化に備えた対策	…	110
4.3 観光業への影響を最小化するための方策	…	110
4.4 避難指示等の解除、一時立入等の対応	…	110
（1）避難指示等の解除	…	110
（2）規制範囲の縮小又は解除	…	111
（3）一時立入	…	111
5 平常時からの防災啓発と訓練	…	113
5.1 防災啓発と学校での防災教育	…	113
（1）住民及び観光客・登山者等への防災啓発	…	113
（2）学校での防災教育	…	113
5.2 緊急避難に関する広報及び教育	…	113
5.3 防災訓練	…	113
6 火山避難計画の見直し	…	114

1 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

「十和田火山^{※1}」については、活火山のうち「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山（常時観測火山）」として、気象庁が24時間体制で監視・観測を行っている。

（※1「十和田火山」について、活火山の名称としては「十和田」であるが、地名等との区別を図るため、本計画書内では「十和田火山」という。）

噴火に伴う火山現象は多様であるが、十和田火山が噴火した場合、居住地域や十和田湖周辺の観光施設等に影響が及ぶ火山現象は、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰などである。火砕流や噴石などについては、高速のため、現象が生じてから避難を開始しても間に合わない可能性が高く、生命に対する危険性が高い。また、冬期^{※2}に噴火が発生した場合、避難に利用する道路のなかには冬期閉鎖される道路があり、住民等の迅速な避難に影響を及ぼす可能性がある。（※2「冬期」について、この計画内では、11月から翌年4月までとする。）したがって、火山現象が発生する前からの各種規制及び避難時期を考慮した適切な避難準備・避難行動等が極めて重要である。

加えて、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

なお、突発的な噴火の際は、高齢者等避難から避難指示などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、登山者や観光客等は、直ちに地区内の河川沿いや溪流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

また、十和田火山は、平安時代（古文書によると西暦915年）に日本の有史上最大規模の噴火が発生しており、もし、このような大規模な噴火が発生した場合、青森県民だけでも約34万人が避難対象となり、県境を越えた避難対策等を講じなければならないことが想定される。

そのため、十和田火山の防災対策については、まずは小規模噴火に係る対策を検討し、その後、中規模、大規模噴火について段階的に対策を検討することとしている。

本計画は、十和田火山における小規模噴火の発生が想定される場合において、大きな噴石及び降下火砕物が発生し、又は発生が想定される状況が切迫した場合の対応について避難時期を考慮した上で避難計画として整理したものである。

（協議会には、青森県、十和田市、秋田県、鹿角市、小坂町、岩手県など複数の自治体等が参画しているが、警戒範囲が及ぶのは十和田市、鹿角市、小坂町であるため、主に青森県、十和田市、秋田県、鹿角市、小坂町の対応を中心に記載する。）

(2) 計画の位置付け

当該避難計画以外の防災対策については、十和田火山防災協議会及び各関係機関の地域防災計画又は防災業務計画等で定めている対応を行う。

本計画は、十和田火山で小規模な噴火の発生が切迫した場合又は発生した場合を対象としているため、噴火警戒レベル1（火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表）（以下、「噴火

警戒レベル1（解説情報（臨時））」という。）、噴火警戒レベル4、5が発表された場合を対象とするが、噴火警戒レベル4、5については、それぞれ火山現象及び噴火規模によって影響範囲が異なることから細分化されており、小規模噴火においては、「噴火警戒レベル4-1」、「噴火警戒レベル5-1」と設定されていることから、本計画において、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））、噴火警戒レベル4-1、5-1が発表された場合を対象とする。

なお、噴火警戒レベル2、3については、想定火口範囲内に居住地域が位置していることから、火山活動活発化の段階では発表しないこととなっている。

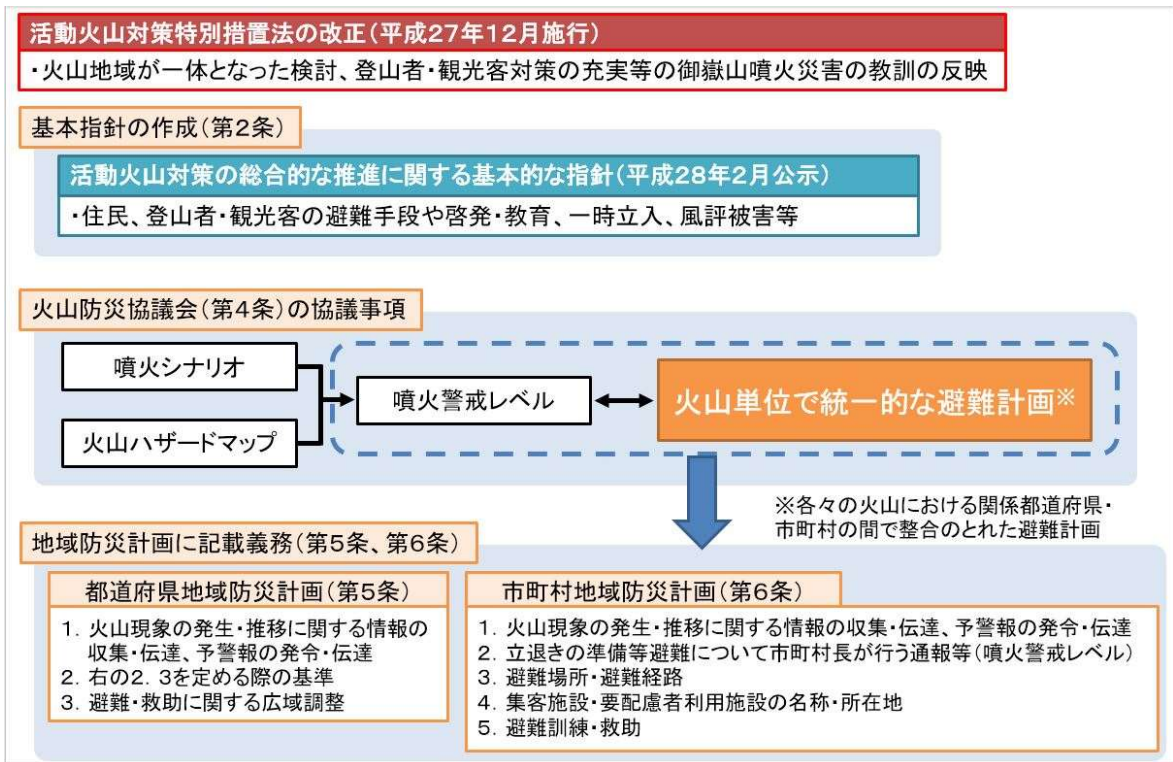


図 1-1 火山避難計画と他の防災計画等との関係について

(「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」より一部加筆修正)

1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 十和田火山の概況

十和田火山は、先カルデラ成層火山、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約 20 万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山が形成された。その後、約 6 万 1 千年前からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも 3 回発生した。約 6 万 1 千年前には安山岩～デイサイト質の奥瀬火砕流、約 3 万 6 千年前には流紋岩質の大不動火砕流、約 1 万 5 千年前にはデイサイト～流紋岩質の八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約 11 km の十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約 1 万 5 千年～1 万 2 千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の玄武岩質安山岩～安山岩質成層火山(五色岩火山)が形成された。その後、主にデイサイト～流紋岩マグマの活動へと移行し、西暦 915 年までの間に少なくとも 8 回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径 3 km の中湖火口 (現在 2 つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された (Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a, 工藤ほか(2019))。また、後カルデラ期においては、御倉山(おぐらやま)溶岩ドームと御門石(みかどいし,ごもんいし)溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約 7600 年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された(工藤, 2010a)。

御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、12000 年前～2800 年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている (工藤, 2010b) 。構成岩石の SiO₂ 量は 51～74 wt.% である (Hunter and Blake, 1995; 工藤, 2010a) 。

[日本活火山総覧(第4版)] (※ 一部を最新の研究成果にもとづき修正)

▶過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、玄武岩質安山岩～安山岩質マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約11000年前からはデイサイト～流紋岩マグマの活動が主体となり、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1100年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サーージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した(Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010)。

噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(産総研,2021)を参考。

表1-1 十和田火山噴火活動史(気象庁HPより)

▶有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲915(延喜15)年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サーージ→毛馬内火砕流:火砕流、泥流。 噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。 マグマ噴出量は2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

「概要」、「過去1万年間の噴火活動」、「有史以降の火山活動」については日本活火山総覧(第4版)(気象庁編, 2013)及び最近の研究成果による。

なお、噴出物量については、降下火砕物、火砕流、火砕サーージ、溶岩流、溶岩ドーム等の噴出物を溶岩と同じ比重にしたときに相当する体積に換算したマグマ噴出量(DRE km³)で記載している。また、噴出物量が既知である場合については、産業技術総合研究所作成の活火山データベースから参照し、VEI(火山爆発指数)も付加している。

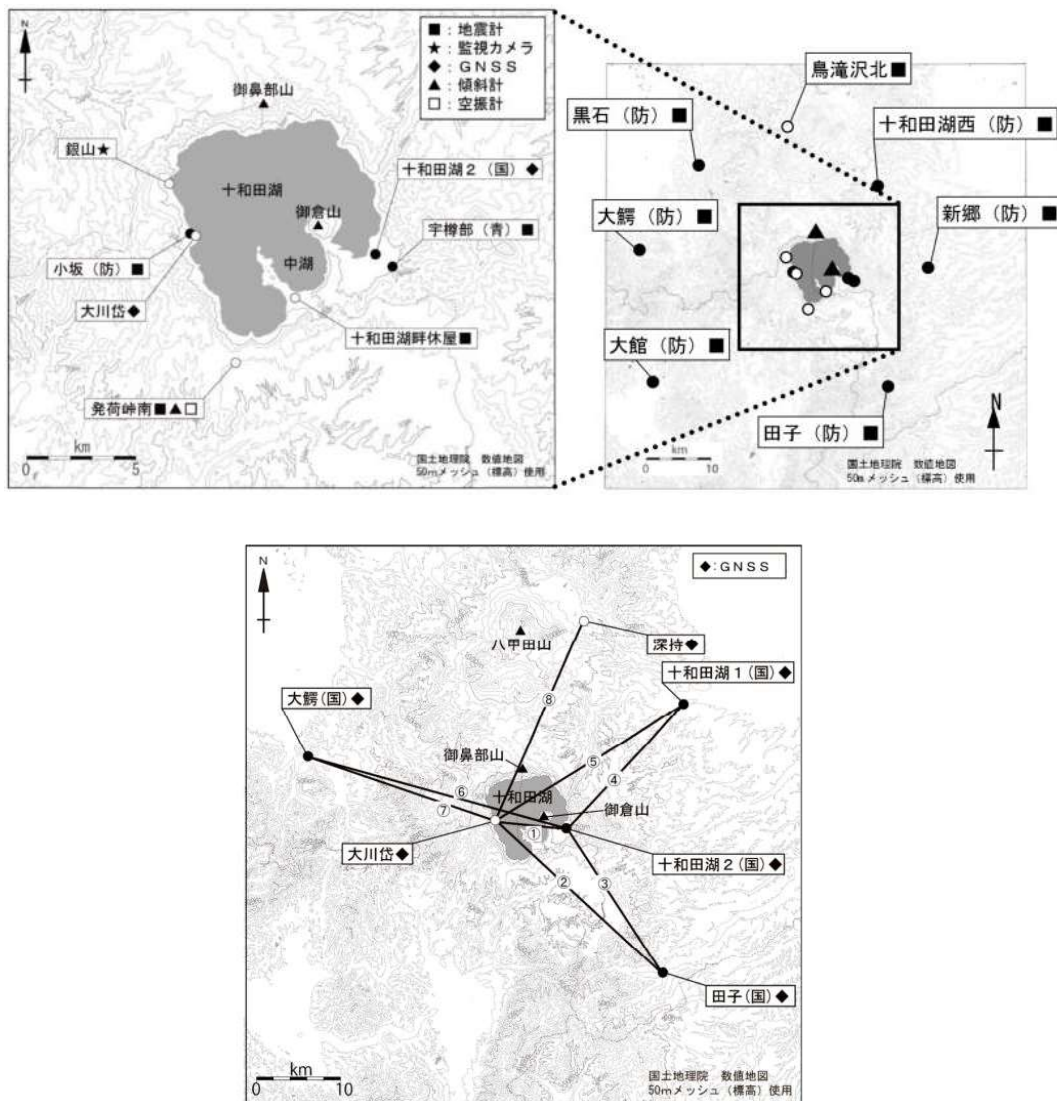
[日本活火山総覧(第4版)] (※ 一部表現修正)

(2) 監視観測体制等

十和田火山の火山活動については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（青森県や国土地理院等）からのデータ提供も受け、「仙台管区気象台地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に機動観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警戒レベルを付した噴火警報を発表する。



白丸 (○) は気象庁、黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国): 国土地理院 (防): 防災科学技術研究所 (青): 青森県

図 1 - 2 十和田火山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）

(3) 火山現象と影響範囲

ア 火山現象

十和田火山の小規模噴火時に想定される主な火山現象として、大きな噴石のほか、小さな噴石・火山灰（降灰）を含めた降下火砕物等がある。

表 1 - 2 十和田火山の小規模噴火時に想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30 cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4 km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰（降灰）	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。ただし、火口付近で高速の小さな噴石にあった場合には、生命への危険性が高い。</p> <p>火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出した岩石・火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
その他の現象	<p>空振：噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。</p> <p>火山性地震：火山体又はその周辺で発生する地震のこと。</p>

[気象庁 HP 主な火山災害] (一部表現修正)

イ 噴火シナリオ

十和田火山の噴火履歴などから、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象を整理した。(図1-3参照)

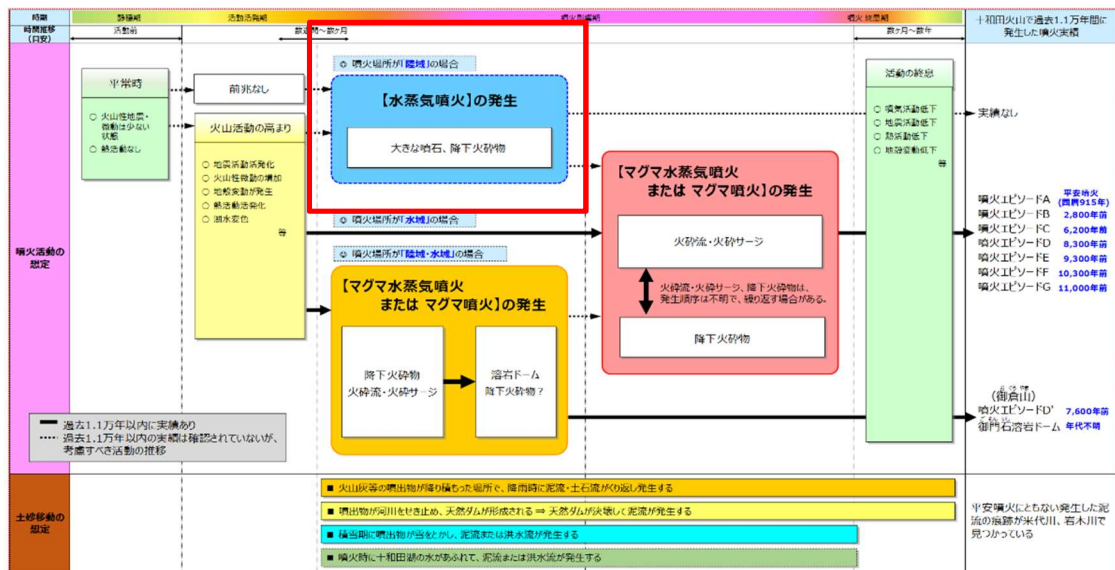


図1-3 十和田火山の噴火シナリオ

ウ 対象となる火山現象の影響範囲

①小規模噴火による影響範囲

警戒が必要な範囲 想定火口範囲内及び想定火口範囲から概ね4 km以内の範囲 (噴火警戒レベル4-1、5-1)

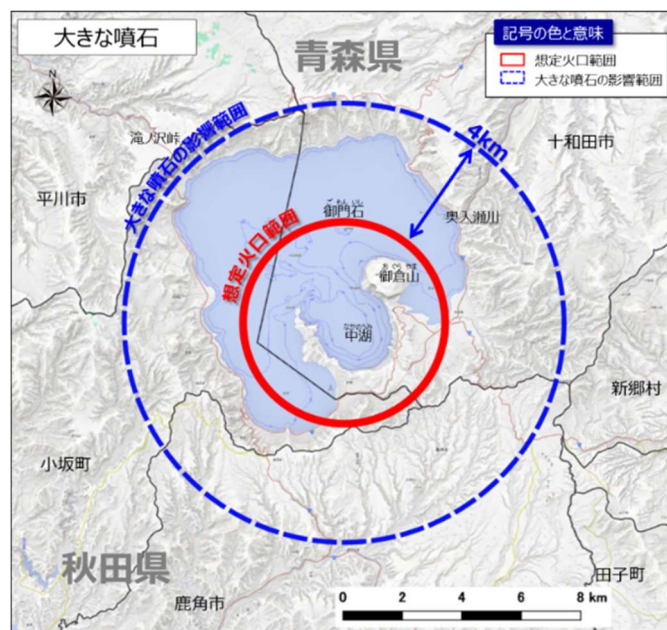


図1-4 小規模噴火時の噴火影響範囲図 [地理院地図使用]

②噴火様式

十和田火山では小規模噴火の実績が確認されていないため、2014年に発生した御嶽山の噴火事例を基に、水蒸気噴火を想定する。

③想定される火山現象

水蒸気噴火：大きな噴石、降下火砕物

④想定火口

最近1万年間に、御倉山や御門石、中湖などで複数の場所で噴火が発生しており、また最も新しい噴火として西暦915年には中湖付近で噴火を記録している。いずれも十和田カルデラの内中部～南部で噴火が発生していることから、過去の噴火実績を考慮して中湖の最深部と御門石を結ぶ3.4kmを半径とする円を想定火口範囲と想定した。

工 噴火警戒レベル

十和田火山で令和4年3月24日より運用され、本計画中で用いる噴火警戒レベルを表1-3に示す。想定火口範囲内に居住地域があるため噴火の可能性が高まった場合、噴火警戒レベル2または3は使用せず、噴火警戒レベル4または5の噴火警報を発表する。一方、火山現象が沈静化し、噴火警戒レベル4または5から下げる段階で火山活動の状況に応じて噴火警戒レベル2または3を発表する場合がある。

表 1 - 3 十和田の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル （ド キ ワ リ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 30km の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 【過去事例】 約 6200 年前の噴火（中振軽石噴火）、 915 年のクライマックスの噴火（毛馬内火砕流）
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。 想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	【5-2】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 20km（最大 23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 915 年の一回当たりの噴火（中規模噴火） 【5-1】 ・大きな噴石が火口から 4km 程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。	【レベル 2、3 の発表について】 ・火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル 4、5 から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1（火山活動の留意）	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	・浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 【過去事例】 なし
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。

※想定火口内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

1.3 避難計画の基本的事項

(1) 想定火口範囲内に位置する居住地域

十和田火山の想定火口範囲内には宇樽部地区や休屋地区、休平地区の3つの居住地域が位置しており、他の居住地域よりも早期に避難行動を開始する必要がある。例えば、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合には、高齢者等は避難、噴火警戒レベル4-1、5-1の発表の際には全員避難などの避難行動を早期に対応することが必要になる地区である。

なお、宇樽部地区は想定火口範囲の内外にまたがるが、迅速かつ確実な避難を考えると地区で一体となった避難が必要となるため、宇樽部地区を一体として想定火口範囲内に位置付けることとする。

表1-4 十和田火山の想定火口範囲内に位置する地域

自治体	地区	避難対象となる噴火警戒レベル	備考
十和田市	宇樽部地区	噴火警戒レベル1（解説情報（臨時）） 噴火警戒レベル4-1 噴火警戒レベル5-1	※早期避難を促すため、想定火口範囲の内外にまたがる地区を一体として想定火口範囲内に位置付ける。
	休屋地区		
小坂町	休平地区		

(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区

噴火警戒レベルに応じた避難対象地区は以下のとおりである。

<十和田市>

噴火警報・予報	避難対象地区	現象
噴火警戒レベル1 （解説情報（臨時））	宇樽部地区 休屋地区	大きな噴石 降下火砕物
噴火警戒レベル4-1	宇樽部地区 休屋地区	
噴火警戒レベル5-1	子ノ口地区	

<鹿角市>

噴火警報・予報	避難対象地区	現象
噴火警戒レベル1 （解説情報（臨時））		大きな噴石 降下火砕物
噴火警戒レベル4-1	大平地区	
噴火警戒レベル5-1		

<小坂町>

噴火警報・予報	避難対象地区	現象
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	休平地区	大きな噴石 降下火砕物
噴火警戒レベル4-1	休平地区	
噴火警戒レベル5-1	大川岱地区	

2 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 十和田火山防災協議会

十和田火山防災協議会は、青森県、秋田県、岩手県、関係市町村及び気象台、警察、消防等の関係機関の連携を確立し、平常時から十和田火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成28年4月に設置された。十和田火山防災協議会の構成員は表2-1のとおりである。

表2-1 十和田火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	機関	職名(氏名)
都道府県 及び 市町村 (第1号)	青森県	知事
	青森市	市長
	弘前市	市長
	八戸市	市長
	黒石市	市長
	五所川原市	市長
	十和田市	市長
	つがる市	市長
	平川市	市長
	藤崎町	町長
	大鰐町	町長
	田舎館村	村長
	板柳町	町長
	鶴田町	町長
	中泊町	町長
	七戸町	町長
	六戸町	町長
	おいらせ町	町長
	三戸町	町長
	五戸町	町長
	田子町	町長
	南部町	町長
	新郷村	村長
	岩手県	知事
	二戸市	市長
	八幡平市	市長
	秋田県	知事
	能代市	市長
	大館市	市長
	鹿角市	市長
	北秋田市	市長
	小坂町	町長

	藤里町	町長
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台	台長
	青森地方気象台	台長
	盛岡地方気象台	台長
	秋田地方気象台	台長
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長
警察 (第5号)	青森県警察本部	本部長
	岩手県警察本部	本部長
	秋田県警察本部	本部長
消防 (第6号)	青森地域広域事務組合消防本部	消防長
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長
	つがる市消防本部	消防長
	中部上北広域事業組合消防本部	消防長
	二戸地区広域行政事務組合消防本部	消防長
	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長
	能代山本広域市町村圏組合消防本部	消防長
	大館市消防本部	消防長
	鹿角広域行政組合消防本部	消防長
	北秋田市消防本部	消防長
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲
	東北大学東北アジア研究センター	助教 宮本 毅
	弘前大学	名誉教授 檜垣 大助
	弘前大学	名誉教授 小菅 正裕
	弘前大学理工学部	講師 佐々木 実
	秋田大学大学院教育学研究科	特別教授 林 信太郎
	秋田大学国際資源学部	教授 大場 司
産業技術総合研究所	研究グループ長 工藤 崇	
その他 (第8号)	内閣府政策統括官(防災担当)	参事官(調査・企画担当)
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長
	東北森林管理局岩手北部森林管理署	署長
	東北森林管理局米代東部森林管理署	署長
	国土地理院東北地方測量部	部長
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長

(2) 県及び市町村等の防災体制

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、噴火時等において、十和田火山の小規模噴火における活動状況に応じた防災体制をとり、避難誘導等の防災対応にあたる。十和田火山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、十和田火山の活動に関する情報等の収集、避難誘導等に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、それぞれの判断に基づき、噴火警戒レベルに応じた災害対策本部等を設置する。

なお、噴火警戒レベル4-1及び5-1において、協議会事務局である青森県は、住民等の避難状況や被害状況等の情報のとりまとめや合同会議開催場所の提供等を行うこととする。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表2-2及び表2-3のとおりである。

表2-2 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（青森県、秋田県）

噴火警戒レベル	青森県	秋田県
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）
1（解説情報（臨時））	災害警戒本部	災害対策部
4-1（高齢者等避難）	災害対策本部	災害対策本部
5-1（避難）	災害対策本部	災害対策本部

※火山活動の状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部又は災害対策部等を設置する場合がある。

表2-3 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（十和田市、鹿角市、小坂町）

噴火警戒レベル	十和田市	鹿角市	小坂町
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）	（なし）
1（解説情報（臨時））	災害警戒対策本部	災害警戒本部	災害警戒対策部
4-1（高齢者等避難）	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
5-1（避難）	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部

※火山活動の状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

(3) 国の防災体制

噴火警戒レベル4 - 1以上が発表され、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。政府現地災害対策室、現地対策本部の設置及び合同会議の開催の考え方・役割を表2 - 4に示す。

表2 - 4 政府現地災害対策室、現地対策本部の設置及び合同会議の開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、政府現地災害対策室を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・政府現地災害対策室長は、原則として内閣府政策統括官（防災担当）が指名する者 ・必要がある場合は、複数の都道府県等に政府現地災害対策室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、現地対策本部を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官 ・必要がある場合は、他の都道府県庁等に政府現地災害対策室を設置
政府現地災害対策室及び現地対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は、市町村長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて助言 ・政府現地災害対策室は、県の要請を把握し、速やかな対応のため、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・政府現地災害対策室長は、地方公共団体と連携して、災害応急対策を的確に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、市町村長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて助言又は指示 ・現地対策本部は、県の要請を把握し、速やかな対応のため、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・現地対策本部長は、地方公共団体と連携して、災害応急対策を的確に実施
合同会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は、原則として政府現地災害対策室の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は、原則として現地対策本部の設置場所

<p>合同会議の役割</p>	<p>・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 噴火兆候情報等の収集及び分析 ■ 噴火活動の見通し ■ 避難行動必要時期・範囲 ■ 避難手段の確保 ■ 情報発信に関する事項 	<p>・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 火山活動情報の収集及び分析 ■ 噴火活動の見通し ■ 避難行動必要範囲の設定、拡大、縮小、解除 ■ 避難手段の確保 ■ 避難、応援、除灰等広域的対策 ■ 救助・救急・医療、救援物資輸送 ■ 情報発信に関する事項
<p>市町村からの参加者の基準</p>	<p>・市の代表者又は決定の権限を与えられた職員（例えば副市長村長など）</p>	<p>同左</p>

なお、合同会議は、原則として政府現地災害対策室又は現地対策本部が設置された施設で開催する。合同会議の開催会場は以下のとおりとし、開催形式はオンライン形式を基本とする。

<合同会議開催会場>

○青森県庁北棟 2 階災害対策本部室

住所：青森県青森市長島一丁目 1－1

(4) 協議会の構成機関の役割

十和田火山防災協議会の構成機関の主な役割と体制は表2-5のとおりである。

表2-5 十和田火山防災協議会の構成機関の防災体制

主体		噴火時の主な役割と体制
国	気象庁（仙台管区气象台、青森地方气象台、秋田地方气象台、盛岡地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視、観測、噴火警報・予報の発表及び伝達 関係機関に対する随時の情報提供、火山活動の解説 現地調査
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報の提供 緊急調査（降灰量調査等）及び土石災害緊急情報の通知および周知等 避難のための立退きの指示等の解除に関する助言
	林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 標識等の設置 林道規制 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、防災情報の発信 遊歩道規制、看板設置
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・連絡、避難者の救助、搬送等
県	青森県	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部（レベル1（解説情報（臨時））、災害対策本部（レベル4-1、5-1）※状況に応じて変更の場合あり 火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・遊歩道及び道路規制 看板の設置 ・林野火災の消火 住民や観光客等に対する情報提供 ・風評被害対策 自衛隊災害派遣要請
	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部（レベル1（解説情報（臨時））、災害対策本部（レベル4-1、5-1）※状況に応じて変更の場合あり 火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・遊歩道及び道路規制 看板の設置 ・林野火災の消火 住民や観光客等に対する情報提供 ・風評被害対策 自衛隊災害派遣要請
市町	十和田市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 ・観光客等の安全確保対策 住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒対策本部（レベル1（解説情報（臨時））、災害対策本部（レベル4-1、5-1）※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の要求 道路規制 ・警戒区域の設定 避難指示等の発令及び各種規制 ・避難の指示、誘導
	鹿角市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部（レベル1（解説情報（臨時））、災害対策本部（レベル4-1、5-1）※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の要求 警戒区域の設定 避難指示等の発令及び各種規制 ・避難の指示、誘導
	小坂町	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 ・観光客等の安全確保対策 住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害警戒対策部（レベル1（解説情報（臨時））、災害対策本部（レベル4-1、5-1）※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の要求 登山道及び道路規制 ・警戒区域の設定 避難指示等の発令及び各種規制 ・避難の指示、誘導
消防本部		<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導

主体	噴火時の主な役割と体制
青森県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導、道路規制
その他の十和田火山防災協議会構成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議 等

(5) 広域一時滞在等[※]の体制構築

十和田市、鹿角市、小坂町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他市町村への受入について、十和田市は青森県、鹿角市及び小坂町は秋田県に対し協議を求めるものとする。

青森県及び秋田県は、被災市町村から協議要求があった場合、被災市町村以外の市町村、または、他の都道府県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで広域一時滞在等のための協議を行うものとする。

※広域一時滞在等：市町村境界を越える避難のことを指し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表2-6のとおりである。

表2-6 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。	気象庁
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。	
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。	
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山 ^{※1} に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ※1：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。	
降灰予報（詳細）	噴火が発生した火山 ^{※2} に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。 ※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表する。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	
火山の状況に関する解説情報	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	

種類	内容	発信元
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^{※1} <p>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1：噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>	気象庁
噴火警戒レベル	<p>噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。</p>	
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 ○月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。 	
土砂災害緊急情報	<p>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。</p>	国土交通省

(2) 噴火警報等の情報伝達の流れ

仙台管区気象台は、噴火警報等を発表したときは、消防庁及び各県の防災担当部局に対しアデスシステムにより情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行う。

青森県及び秋田県は、気象庁から受け取った情報をFAX等により市町村に情報伝達し、市町村は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達する。

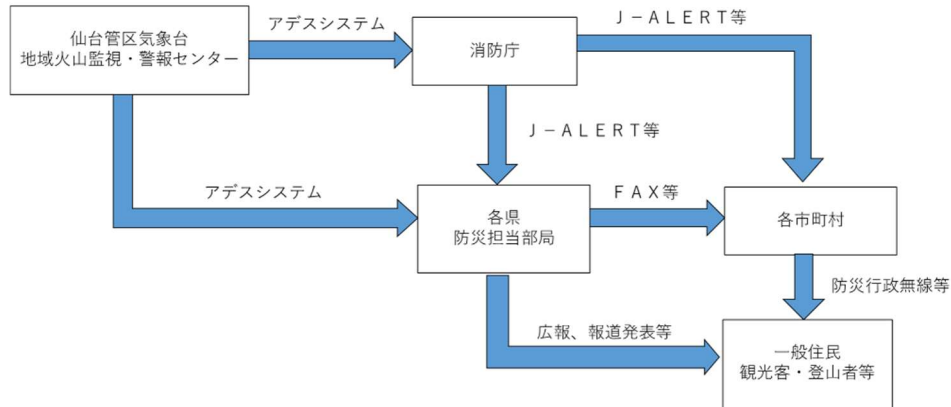
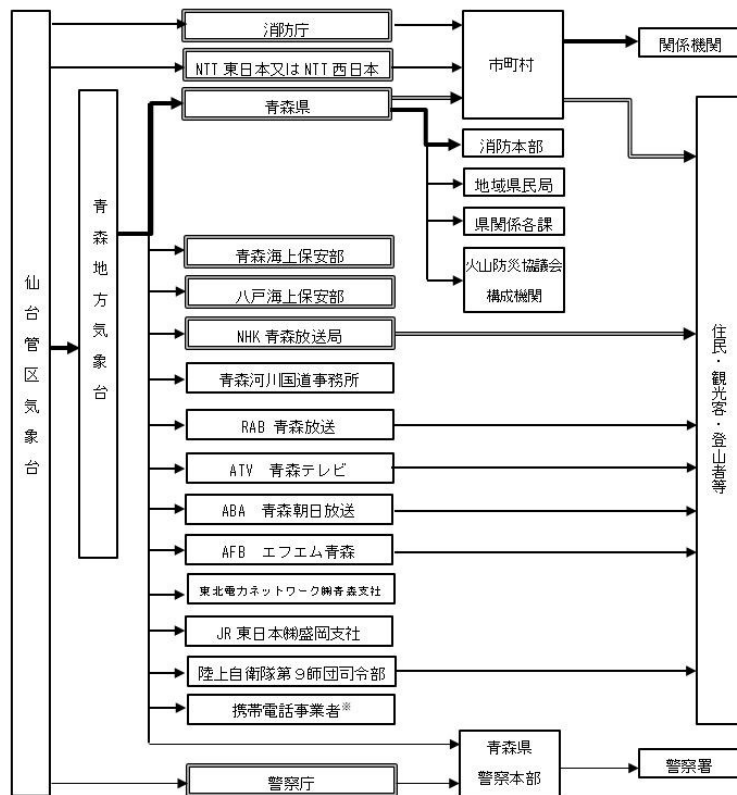


図2-1 噴火警報等の情報伝達の流れ

(3) 各県における噴火警報等の情報伝達

青森県及び秋田県は、地域防災計画等に規定された情報伝達体制により情報伝達を行う。

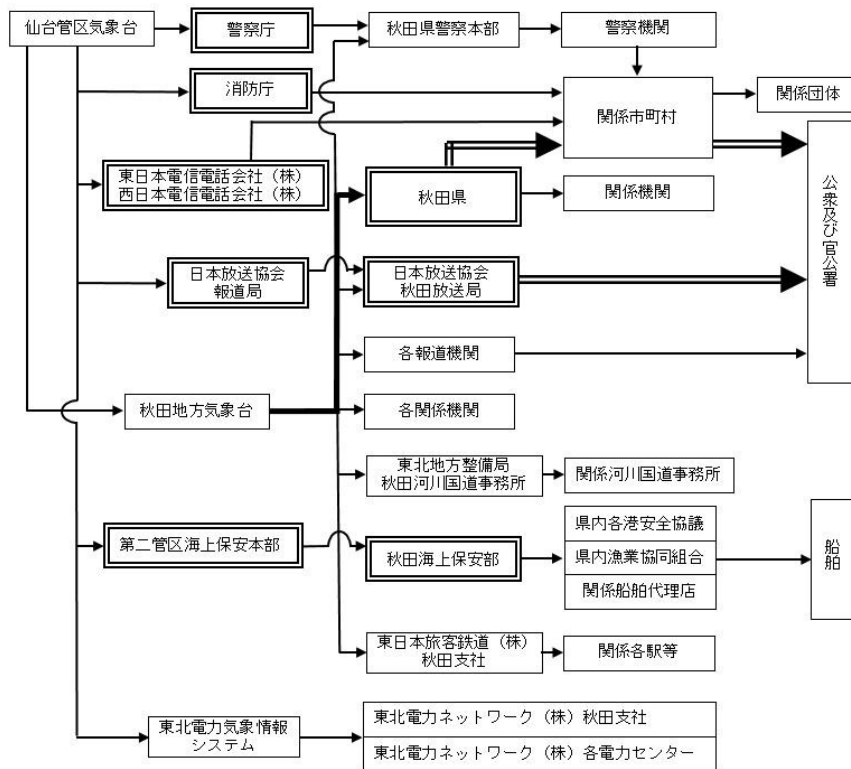


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

図2-2 噴火警報・予報等の情報伝達系統図（青森県）



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

図2-3 噴火警報・予報等の情報伝達系統図（秋田県）

(4) 異常現象等の報告等

十和田火山は活火山であり、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、住民や登山者、観光客等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

ア 通報体制

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、住民や登山者、観光客等及び観光施設が噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合に通報を受け、速やかに火山防災協議会構成機関と共有を図ることができる体制を確保する。通報体制は図2-4、2-5のとおり。異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡等により情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催するものとする。

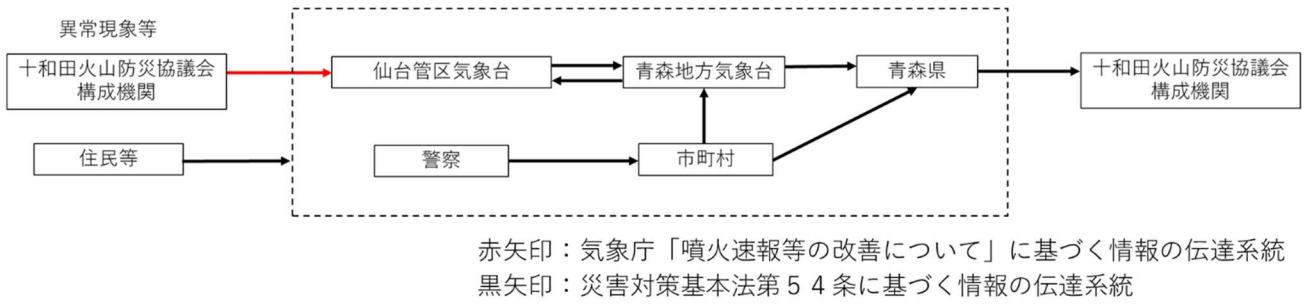


図2-4 異常現象等通報系統図（青森県）

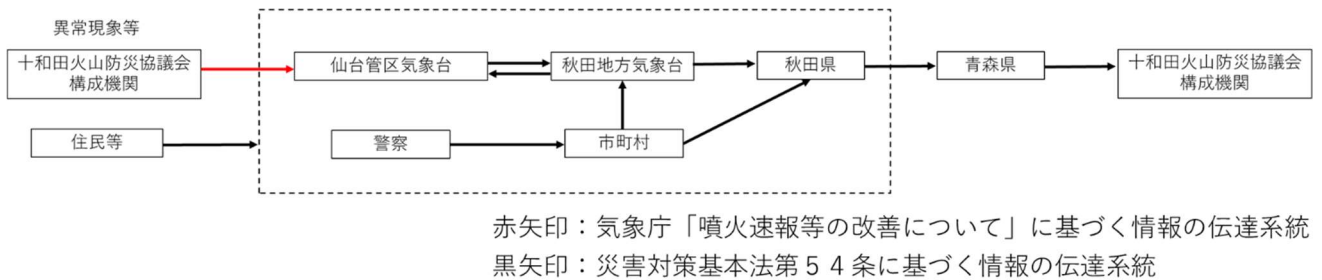


図2-5 異常現象等通報系統図（秋田県）

イ 通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表2-7のとおりである。

なお、住民や登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表2-7 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	動物の死体の発見
	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の死体の発見
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短い間隔での地震の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

ウ 異常現象の調査と速報

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、消防及び警察は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生的事实（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どこで確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

（５）協議会内での情報伝達・共有

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等や住民からの通報、市町村が発令する避難情報等）は協議会会長及び副会長が集約し、協議会構成機関で情報の共有を図るとともに、必要に応じて広報する。

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、会長県及び副会長県に報告する。会長県及び副会長県は必要に応じて報告内容を国や市町村等の協議会関係機関と共有する。

噴火警戒レベル4－1、5－1の段階において国が主催者となって合同会議が開催されたときは、構成機関は、合意形成又は調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たる。

なお、協議会における検討内容及び合同会議において合意形成又は調整した事項は、協議会及び関係市町村、報道機関を通じて、一般住民等に広く情報発信する。

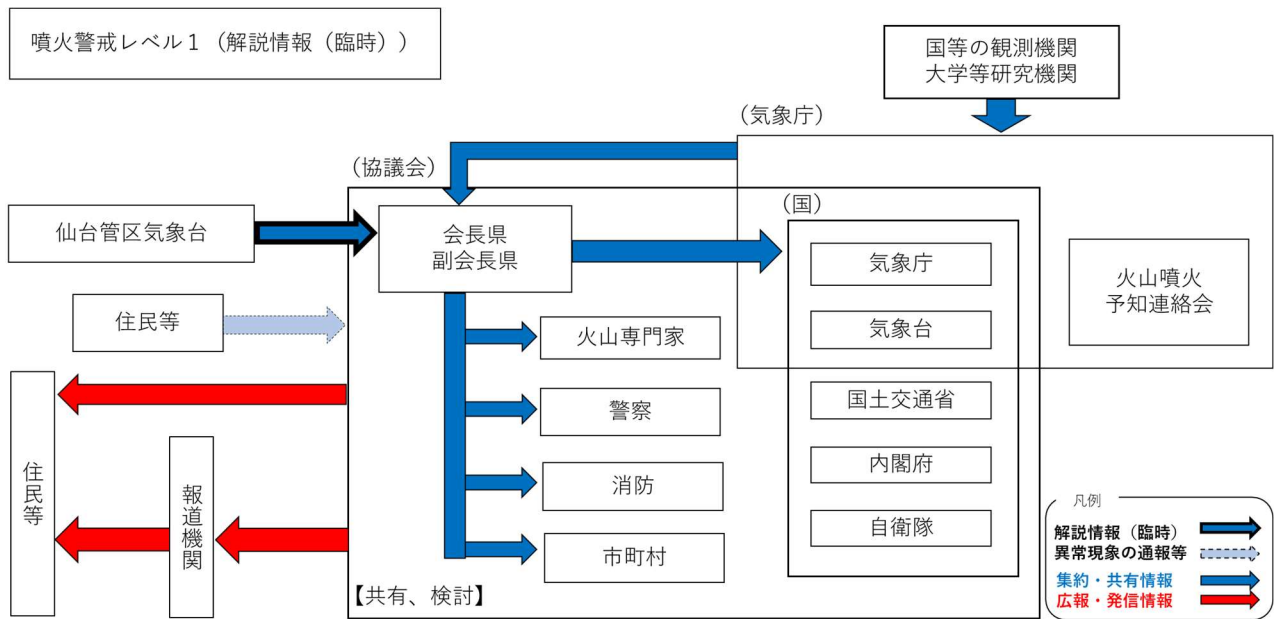


図 2 - 6 協議会等における情報伝達体制（噴火警戒レベル1（解説情報（臨時）））

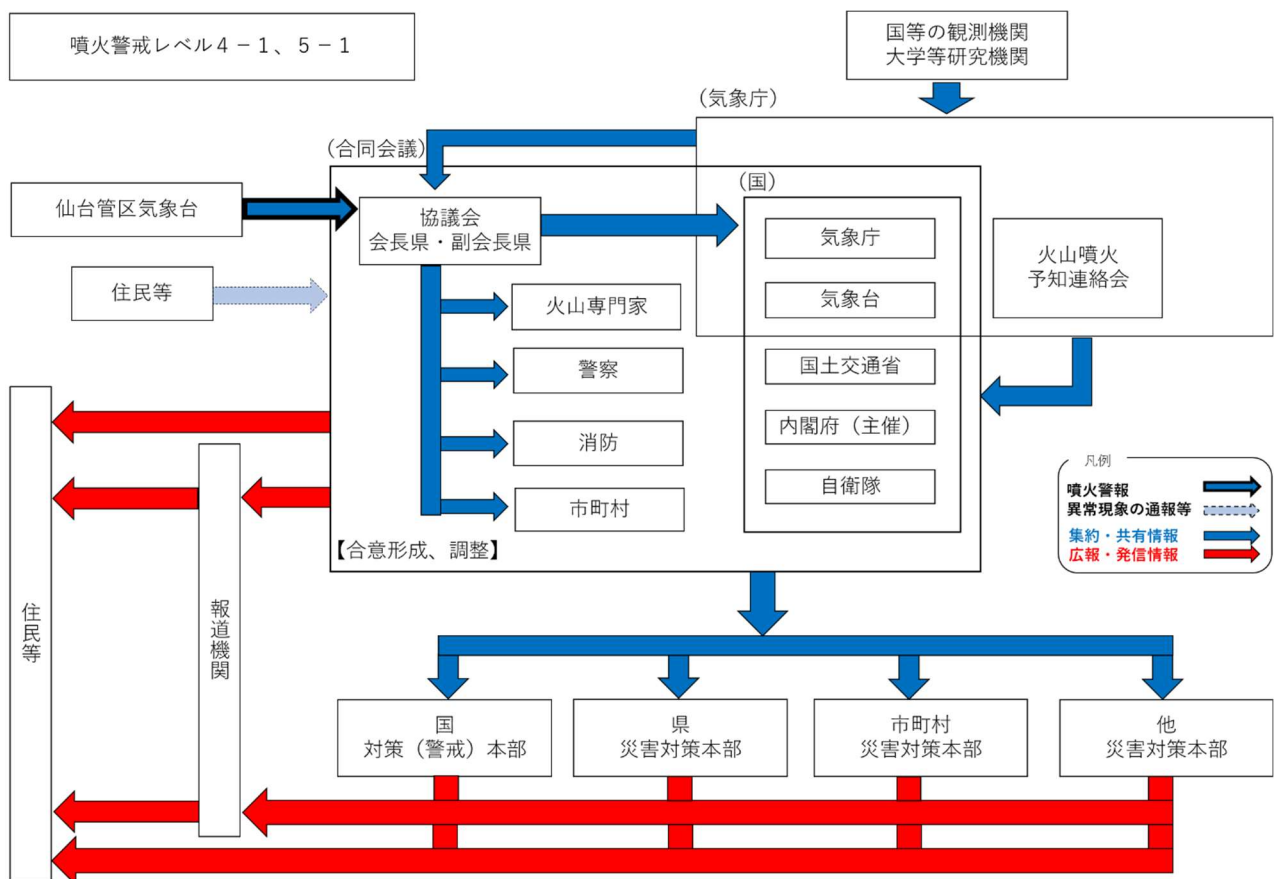


図 2 - 7 協議会等における情報伝達体制（噴火警戒レベル4 - 1、5 - 1）

(6) 登山者、住民等への情報伝達と手段

ア 登山者等への情報伝達と手段

青森県、秋田県、小坂町等は、火山活動が活発化した際に、防災行政無線やラジオ、緊急速報メール、防災ヘリのほか十和田火山の周辺施設のスピーカー等により、登山道規制の実施や早期下山を呼びかける。また、平時から登山道等における周知看板の設置やホームページによる情報提供を実施することにより、十和田火山が活火山であることや噴火した際の対応等を周知する。

イ 住民等への情報伝達と手段

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、防災ヘリ等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

2.3 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準は概ね以下のとおりである。

表 2 - 8 噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令

噴火警報・予報の種類	警戒範囲	避難指示等
噴火予報 (噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時)))	想定火口範囲内	・ 想定火口範囲内へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令。 ・ 想定火口範囲から4 km圏内へ高齢者等は避難の準備をするよう促す。
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報 (噴火警戒レベル4 - 1)	想定火口範囲内 及び想定火口範囲 から4 km圏内	・ 想定火口範囲内へ避難指示を発令。 ・ 想定火口範囲から4 km圏内へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令。
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報 (噴火警戒レベル5 - 1)	想定火口範囲内 及び想定火口範囲 から4 km圏内	・ 想定火口範囲及び想定火口範囲から4 km圏内へ避難指示を発令。

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも避難情報を発令する。

(2) 指定緊急避難場所

十和田火山において使用を想定している指定緊急避難場所はない。

ただし、突発的に噴火した場合、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側に位置する観光施設等へ避難誘導させ、一時待機させる可能性がある。(一時待機場所からバス等の輸送手段により避難所等へ移送する。)

(3) 指定避難所

十和田火山において使用を想定している指定避難所は以下のとおり。

(噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))、
噴火警戒レベル4 - 1 (高齢者等避難)、噴火警戒レベル5 - 1 (避難))

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平 6 1 - 6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平 7 0 - 3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字沢 田字下洗 2 1 - 1	0176-58-0186	765	383
計 3 か所			1,414	708

<鹿角市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大 湯字権現堂 2 2 - 1	0186-37-2057	2,179	510
十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛 馬内字城ノ下 7 - 5	0186-35-3045	2,743	640
錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦 木字浜田 9 1 - 1	0186-35-4477	1,374	320
計 3 か所			6,296	1,470

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森 7 - 1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平 6 6 - 1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神 4 - 1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原 3 5 - 3	0186-29-3777	311	24
計 5か所			25,336	1,911

(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路

十和田火山における火口位置については、複数の場所で噴火した実績があるため、想定火口位置を、中湖、西側、東側と想定する。また、避難に使用する避難経路についても冬期閉鎖される道路もあることから、「冬期以外」と「冬期」に分けて避難経路を検討する。

以上のことを踏まえ、以下のとおり場合分けすることとする。

なお、火口位置が不明の場合は、「火口位置が中湖の場合」を想定した避難行動を実施する。

4 - 1 火口位置が中湖の場合

【冬期以外の場合】



図2 - 8 避難経路図 (冬期以外で火口位置が中湖の場合)

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道454号 (迷ヶ平方面)
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道103号 県道2号大館十和田湖線
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号 (奥入瀬溪流沿い) 国道102号 (青楓山付近)

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道102号 (平川方面)
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号 県道2号大館十和田湖線
計	55	99			

【冬期の場合】



図2-9 避難経路図（冬期で火山口位置が中湖の場合）

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道102号（奥入瀬溪流沿い）
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道103号
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号（奥入瀬溪流沿い）

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
計	55	99			

4-2 火口位置が西側の場合

【冬期以外の場合】



図2-10 避難経路図（冬期以外で火口位置が西側の場合）

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道454号（迷ヶ平方面） 国道102号（奥入瀬溪流沿い） 国道102号（青楓山付近）
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道454号（迷ヶ平方面） 国道102号（奥入瀬溪流沿い） 国道102号（青楓山付近）
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号（奥入瀬溪流沿い） 国道102号（青楓山付近）

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道102号（平川方面）
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道454号（迷ヶ平方面） 国道102号（奥入瀬溪流沿い） 国道102号（青楓山付近）
計	55	99			

【冬期の場合】



図 2 - 1 1 避難経路図（冬期で火口位置が西側の場合）

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道102号（奥入瀬溪流沿い）
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道102号（奥入瀬溪流沿い）
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号（奥入瀬溪流沿い）

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
計	55	99			

4-3 火口位置が東側の場合

【冬期以外の場合】



図2-12 避難経路図（冬期以外で火口位置が東側の場合）

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道454号（迷ヶ平方面）
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道103号 県道2号大館十和田湖線
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号（奥入瀬溪流沿い） 国道102号（青楓山付近）

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号 県道2号大館十和田湖線 国道102号（平川方面）
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号 県道2号大館十和田湖線
計	55	99			

【冬期の場合】



図 2 - 1 3 避難経路図（冬期で火口位置が東側の場合）

<十和田市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
宇樽部地区	36	76	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道103号
休屋地区	85	162	自主防災組織	旧地域包括支援センター 西コミュニティセンター 沢田悠学館	国道103号
計	121	238			

○集客地域

避難対象地区	誘導を行う者	主な避難経路
子ノ口地区	観光施設等従業員	国道102号（奥入瀬溪流沿い）

<鹿角市>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大平地区	2	3	自治会	大湯地区市民センター	国道103号

<小坂町>

○居住地域

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
大川岱地区	27	49	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
休平地区	28	50	自主防災組織	小坂町交流センター	国道103号
計	55	99			

(5) 避難手段等の確保

ア 避難所の開設

十和田市、鹿角市、小坂町は、避難指示等を発令した際は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導を行う者（町会長・消防団等）に避難先及び連絡先を報告することとする。

開設する避難所は「(3) 指定避難所の指定」の項目のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。

イ 避難手段

避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）による自力避難、もしくは相互の乗り合い及び青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町が手配するバス等とする。協議会構成機関は必要に応じ、避難手段確保の支援をする。

ウ 輸送力の確保

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町が輸送力の確保が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。

避難に利用できるバス等に関する情報は、次のとおりである。

<青森県>

【災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定】

協定先：公益社団法人 青森県バス協会
住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
電 話：017-739-0571
F A X：017-739-0573

【災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定】

協定先：一般社団法人 青森県タクシー協会
住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
電 話：017-739-0545
F A X：017-739-0448

<秋田県>

【災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定】

協定先：公益社団法人 秋田県バス協会
住 所：秋田県秋田市八幡大畑二丁目12番55号
電 話：018-863-5349
F A X：018-864-4549

【災害時等における輸送車両提供に関する協定】

協定先：一般社団法人 秋田県レンタカー協会
住 所：秋田県秋田市八幡大畑二丁目12番53号
電 話：018-824-4342
F A X：018-824-4545

<十和田市>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
十和田観光電鉄（株）	青森県十和田市稲生町 17-3	0176-23-3131	大型バス 47台 中型バス 5台 小型バス 2台	45人 27人 25人
十和田市タクシー協会	青森県十和田市東三番 町3-27	0176-23-3155	特大タクシー 2台 中型タクシー 2台 小型タクシー 35台	9人 5人 4人
（株）新山運送	青森県十和田市大沢田 池ノ平23-119	0176-27-3201	大型バス 4台 中型バス 4台 小型バス 2台	52人 33人 13人

<鹿角市>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
鹿角市	秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1	0186-30-0203	大型バス 1台	41人

<小坂町>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
小坂町	秋田県小坂町小坂字上谷 地41-1	0186-29-3901	マイクロバス 1台	29人

（6）避難に際し住民のとりべき行動

住民は、自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難情報の伝達、避難の呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

ア 住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山活動に伴う各種災害について把握しておくこと。

イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。

ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

エ 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。

オ 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。

カ 親戚、知人等の住宅に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。

キ 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(7) 観光客等の避難対策

ア 避難に関する情報の伝達

- ・噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された際や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に、十和田市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設に対し、防災行政無線等により当該情報と避難に関する情報を伝達する。
- ・市町村から観光案内所等にも規制に関する情報等を伝達する。
- ・青森県及び秋田県は、防災関連情報を県のホームページ等に掲載し、周知する。

イ 避難所

帰宅困難になった登山者、観光客等を対象として、以下の避難所を開設する。

(ア) 対象：帰宅困難になった登山者、観光客等

(イ) 避難所一覧

<十和田市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字奥瀬字 中平61-6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字奥瀬字 中平70-3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字沢田字 下洗21-1	0176-58-0186	765	383

<鹿角市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛馬内字 城ノ下7-5	0186-35-3045	2,743	640
錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦木字 浜田91-1	0186-35-4477	1,374	320
大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大湯 権現堂22-1	0186-37-2057	2,179	510

<小坂町>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字 上谷地41-1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字 館平66-1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字 赤神4-1	0186-29-2422	5,641	230

ウ 避難方法

観光客等の避難については、宿泊施設所有の車両又は自家用車を基本とし、必要に応じて関係市町等が輸送車両を手配する。

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

十和田市、鹿角市、小坂町は、噴火災害の現場における逃げ遅れた者や行方不明者の捜索・救助活動に関して、青森県、秋田県、警察、消防、自衛隊と協議し調整を図り、互いに連携のとれた救助体制を構築する。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を構築する。

(2) 救助に関する資機材等

警察、消防、自衛隊による救助活動等に必要となる資機材の例は以下のとおりである。今後、各資機材の配備が必要である。

表 2-9 救助活動等に必要となる資機材の例

格納資機材
火山性ガス検知器
防毒マスク（二酸化硫黄、硫化水素）
軽量救助担架
スコップ
ゾンデ棒
スパッツ（ゲイター）/ストック
バックパック
ドローン（無人ヘリ）

(3) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のために使用が想定される活動拠点、防災ヘリコプター臨時場外離着陸場等は、以下のとおり。

表 2 - 1 0 使用が想定される医療機関

病院名	所在地	電話番号	備考
青森県立中央病院	青森県青森市東造道 2 丁目 1 - 1	017-726-8315	救命救急センター設置
十和田市立中央病院	青森県十和田市西十二番町 1 4 - 8	0176-23-5121	
弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市大字本町 5 3	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
八戸市立市民病院	青森県八戸市大字田向 3 丁目 1 - 1	0178-72-5111	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)
秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面蓮沼 4 4 - 2	018-834-1111	高度救命救急センター設置
かづの厚生病院	秋田県鹿角市花輪字向畑 18	0186-23-2111	
小坂町診療所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山 字栗平 2 5 - 1	0186-29-5500	

表 2 - 1 1 使用が想定される活動拠点

拠点名	世界測地系	所在地	連絡先
中央公園緑地	40° 36' 39" N 141° 12' 25" E	青森県十和田市西十三番町	0176-51-6737
十和田湖総合運動公園野球場	40° 34' 45" N 141° 06' 24" E	青森県十和田市大字奥瀬字 生内 1 0 1 - 2 8	0176-25-5555
十和田湖総合運動公園陸上競技場	40° 34' 46" N 141° 06' 28" E	青森県十和田市大字奥瀬字 生内 1 0 1 - 2 8	0176-25-5555
長根山運動公園	40° 16' 35" N 140° 35' 06" E	秋田県大館市字東台地内	0186-43-7136
長木川河川緑地	40° 16' 38" N 140° 33' 24" E	秋田県大館市片山字中道 ほか	0186-43-7082
県立北欧の社公園	40° 09' 47" N 140° 22' 00" E	秋田県北秋田市上杉字中山 沢 1 2 8	018-860-2443 0186-78-3300

表 2 - 1 2 使用が想定される防災ヘリコプター臨時場外離着陸場

名称	世界測地系	所在地	連絡先
十和田市陸上競技場	40° 36' 35" N 141° 12' 21" E	青森県十和田市西十三番町 6 2 4	0176-25-5555
県立十和田工業高等学校 野球場	40° 38' 16" N 141° 14' 14" E	青森県十和田市大字三本木 字一本木沢 2 7 - 1	0176-23-6178
十和田湖総合運動公園 陸上競技場	40° 34' 45" N 141° 06' 28" E	青森県十和田市大字奥瀬字 生内 1 0 1 - 2 8	0176-25-5555
熊取開拓地	40° 22' 19" N 140° 55' 52" E	秋田県鹿角市十和田大湯字 熊取平地内	0186-37-4152
大湯黒森山自然公園	40° 18' 26" N 140° 49' 46" E	秋田県鹿角市十和田大湯上 内野 1 0 0 - 1	0186-30-1111
かづの厚生病院ヘリポート	40° 13' 08" N 140° 47' 07" E	秋田県鹿角市花輪字向畑 1 8	0186-30-1111
花輪スキー場	40° 11' 17" N 140° 49' 22" E	秋田県鹿角市花輪百合沢 8 1 - 1	0186-23-8000
秋田八幡平スキー場	39° 58' 43" N 140° 48' 04" E	秋田県鹿角市八幡平熊沢国 有林	0186-31-2236
町宮野球場	40° 19' 35" N 140° 44' 33" E	秋田県鹿角郡小坂町小坂字 砂森 7 - 2	0186-29-2342

表 2 - 1 3 使用が想定されるドクターヘリランデブーポイント

名 称	世界測地系	所在地	連絡先
十和田市陸上競技場	40° 36' 35" N 141° 12' 21" E	青森県十和田市西十三番町 6 2 4	0176-25-5555
県立十和田工業高等学校 野球場	40° 38' 16" N 141° 14' 14" E	青森県十和田市大字三本木字 一本木沢 2 7 - 1	0176-23-6178
十和田湖総合運動公園 陸上競技場	40° 34' 45" N 141° 06' 28" E	青森県十和田市大字奥瀬字生 内 1 0 1 - 2 8	0176-25-5555
奥入瀬溪流温泉スキー場	40° 34' 45" N 140° 59' 36" E	青森県十和田市大字法量字焼 山 6 4 - 1 2 2	0176-74-2008
十和田湖高原ゴルフクラブ	40° 36' 45" N 140° 59' 15" E	青森県十和田市大字法量字谷 地 2 0 - 1	0176-74-2588 (冬期の場合) 0176-27-0040
沢田悠学館	40° 35' 04" N 141° 09' 25" E	青森県十和田市大字沢田下洗 2 1 - 1	0176-73-2012
湯ノ台高原休憩所 駐車場	40° 35' 38" N 140° 58' 42" E	青森県十和田市大字法量字谷 地 1 4 - 1 5	0176-23-5111
熊取開拓地	40° 22' 08" N 140° 55' 43" E	秋田県鹿角市十和田大湯字熊 取平 1 3 1	0186-37-4152
四の岱グラウンド	40° 18' 10" N 140° 50' 22" E	秋田県鹿角市十和田大湯字五 ノ岱 5 3 - 4 3	0186-30-1111

かづの厚生病院	40° 13' 08" N 140° 47' 05" E	秋田県鹿角市花輪字向畑 1 8	0186-23-2111
花輪スキー場	40° 11' 17" N 140° 49' 22" E	秋田県鹿角市花輪百合沢 8 1 - 1	0186-22-8000
尾去沢鉱山駐車場	40° 11' 08" N 140° 44' 48" E	秋田県鹿角市尾去沢字獅子沢 1 3 - 5	0186-30-0123
谷内児童公園	40° 06' 37" N 140° 47' 08" E	秋田県鹿角市八幡平堰の下 1 0 4	0186-30-1111
八幡平スキー場	39° 58' 43" N 140° 48' 04" E	秋田県鹿角市八幡平熊沢国有 林	0186-31-2236
大湯小学校	40° 17' 51" N 140° 49' 41" E	秋田県鹿角市十和田大湯権現 堂 1 5 - 1	0186-30-0290
十和田中学校	40° 15' 56" N 140° 46' 49" E	秋田県鹿角市十和田毛馬内上 土ヶ久保 2 2 - 1	0186-30-0290
山根農村公園	40° 17' 32" N 140° 46' 54" E	秋田県鹿角市十和田山根字大 畑 1 2	0186-30-1111
花輪中学校	40° 11' 56" N 140° 47' 46" E	秋田県鹿角市花輪陣場 1 2 5	0186-30-0290
柴平小学校 (旧花輪第二中学校)	40° 14' 09" N 140° 48' 26" E	秋田県鹿角市花輪字高市向か い 3 5	0186-30-0290
花輪小学校	40° 11' 24" N 140° 47' 37" E	秋田県鹿角市花輪中花輪 8 8	0186-30-0290
尾去沢中学校	40° 11' 03" N 140° 46' 35" E	秋田県鹿角市尾去沢上山 2 3 9 - 1	0186-30-0290
旧花輪北小学校	40° 13' 21" N 140° 47' 33" E	秋田県鹿角市花輪新川端 2 0	0186-30-0290
水沢グラウンド	40° 11' 20" N 140° 49' 09" E	秋田県鹿角市花輪合ノ野 1 - 1 2	0186-31-2952
小坂町宮野球場	40° 19' 35" N 140° 44' 33" E	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂 森 7 - 2	0186-29-2069
川上公民館	40° 22' 00" N 140° 43' 50" E	秋田県鹿角郡小坂町小坂字下 川原 2 8 - 2	0186-29-2069
七滝活性化拠点センター	40° 17' 47" N 140° 45' 52" E	秋田県鹿角郡小坂町荒谷字上 ノ平 2 7 - 1	0186-29-3908

2.5 避難促進施設

十和田市、小坂町における避難促進施設は現在のところ指定がない。本計画を基に、今後協議会にて指定が必要な集客施設・要配慮者利用施設等について協議する。

参考に、現在把握している十和田火山の小規模噴火の影響範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設を以下の表に示す。

表2-14 警戒範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設

<想定火口範囲内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■交通関係施設 ■宿泊施設 ■利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■医療関係 ■医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	JRバス東北十和田湖駅	交通関係施設	
	峰湖荘	宿泊施設	
	民宿春山荘	宿泊施設	
	民宿ひめます山荘	宿泊施設	
	十和田湖ホステル	宿泊施設	
	十和田湖バックパッカーズ	宿泊施設	
	民宿十和田湖山荘	宿泊施設	
	ホテル十和田荘	宿泊施設	
	十和田湖レークサイドホテル	宿泊施設	
	湖四季の宿弁慶	宿泊施設	
	アドベンチャーロッジ	宿泊施設	
	宇樽部キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田湖遊覧船（休屋）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田家食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖畔ドライブイン	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田神社	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖が見えるレストラン信州屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖観光交流センター「ぷらっと」	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	お土産とお食事の店もりた	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランたかさご屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設		

	かえで食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	JR ハウス十和田	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランやすみや	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	暮らしのクラフトゆずりは	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖総合案内所	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	たかせ商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	木村ストア	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	喫茶 憩い	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	田子屋商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖診療所	医療関係	
	十和田湖小・中学校	医療関係以外の要配慮者利用施設	
	十和田湖保育園	医療関係以外の要配慮者利用施設	
小坂町	十和田湖レイクビューホテル	宿泊施設	
	民宿和み	宿泊施設	
	とわだこ遊月	宿泊施設	
	とわだこ賑山亭	宿泊施設	
	岩路（食事処）	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	

<想定火口範囲から4km圏内>

自治体	施設名	施設種別 <ul style="list-style-type: none"> ■交通関係施設 ■宿泊施設 ■利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■医療関係 ■医療関係以外の要配慮者利用施設 	備考
十和田市	JRバス東北子ノ口駅	交通関係施設	
	十和田湖遊覧船（子ノ口）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	みずうみ亭	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	子ノ口湖畔食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
小坂町	十和田ホテル	宿泊施設	
	十和田プリンスホテル	宿泊施設	
	レークサイド山の家	宿泊施設	
	さくら荘	宿泊施設	
	招仙閣	宿泊施設	
	生出キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	滝の沢キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合などの避難対応

（1）異常現象の通報があった場合

ア 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報があった場合、電話連絡等により情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催し、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表や噴火警戒レベルが引き上げられた場合、並びに噴火した場合に備え、登山道や遊歩道の規制、警戒範囲内の登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

関係機関は、県又は市町村が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

なお、規制等を実施する場合は、「噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合」の対応を参照する。

表3-1 異常現象の通報があった場合の各自治体の体制

青森県	災害警戒本部
秋田県	災害対策部
十和田市	災害警戒対策本部
鹿角市	災害警戒本部
小坂町	災害警戒対策部

イ 情報収集・伝達

協議会の構成機関は、気象庁等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。

①青森県

青森県は、気象庁等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに協議会関係者等に周知する。また、住民、観光客等に対しても、十和田市と連携し、ホームページや防災行政無線等を活用して異常現象が発生していることを周知し、今後の情報に注目するよう促す。

②秋田県

秋田県は、気象庁等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに協議会関係者等に周知する。また、住民、観光客等に対しても、鹿角市及び小坂町と連携し、ホームページや防災行政無線等を活用して異常現象が発生していることを周知し、今後の情報に注目するよう促す。

③十和田市

十和田市は、住民等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページや防災行政無線、報道機関等により、住民及び観光客等に対

して、異常現象が発生していることについて伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

④鹿角市

鹿角市は、住民等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページや報道機関等により、住民等に対して、異常現象が発生していることについて伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

⑤小坂町

小坂町は、住民等から異常現象の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページや防災行政無線、報道機関等により、住民及び観光客等に対して、異常現象が発生していることについて伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

(2) 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、表3-2の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、想定火口範囲から4 km圏内に位置する登山道、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する遊歩道の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難誘導する。

そして、協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（想定火口範囲内）に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

表3-2 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））発表時の各自治体の体制

青森県	災害警戒本部（状況により災害対策本部を設置）
秋田県	災害対策部（状況により災害対策本部を設置）
十和田市	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
鹿角市	災害警戒本部（状況により災害対策本部を設置）
小坂町	災害警戒対策部（状況により災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や観光客等の情報を協議会関係者等に周知する。また、住民、観光客等に対しても、十和田市と連携し、防災ヘリ等を活用して噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表について周知するとともに、ホームページ等を活用して防災関連情報を広報し、今後の情報について注視するよう促す。さらに、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、観光客等の名簿を作成する。

その他、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）が発令されているため、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況に係る情報収集を行うとともに、警察や消防等に避難誘導の協力依頼を行う。

また、想定火口範囲から4 km圏内には、高齢者等は避難準備をするよう促されているため、青森県としては、ホームページ等を活用して、住民や観光客等に対し、火山活動状況等について周知する。

②秋田県

秋田県は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や観光客等の情報を協議会関係者等に周知する。また、住民、観光客

等に対しても、鹿角市及び小坂町と連携し、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表について周知するとともに、ホームページ等を活用して防災関連情報を広報し、今後の情報について注目するよう促す。さらに、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、観光客等の名簿を作成する。

その他、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）が発令されているため、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況に係る情報収集を行うとともに、警察や消防等に避難誘導の協力依頼を行う。

また、想定火口範囲から4 km圏内には、高齢者等は避難準備をするよう促されているため、秋田県としては、ホームページ等を活用して、住民や観光客等に対し、火山活動状況等について周知する。

③十和田市

十和田市は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。そして、施設等から観光客等の情報を収集し、青森県に伝達する。

また、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設等に対し避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を実施）。さらに、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況等を確認し、青森県へ情報提供する。

その他、想定火口範囲内に位置する施設については、施設利用者の避難を確保する対応（冬期は施設利用者の避難誘導）を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。想定火口範囲から4 km圏内については、高齢者等は避難準備をするよう促し、施設等に対して、火山活動状況等について情報提供する。

住民及び観光客等への周知については、十和田市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内

1) 冬期以外の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、宇樽部及び休屋地区に高齢者等避難を発令します。
宇樽部地区の高齢者等は国道〇〇号を利用して〇〇へ、休屋地区の高齢者等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

2) 冬期の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、宇樽部及び休屋地区に避難指示を発令します。
宇樽部地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ、休屋地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
子ノ口地区にいる避難に時間を要する方々、また、観光客等の皆様は、避難の準備を始めてください。

④鹿角市

鹿角市は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民等に対し、緊急速報メールや広報車等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲から4 km圏内については、高齢者等は避難準備をするよう促す。

住民等への周知については、鹿角市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの周知内容及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
噴火警戒レベルは1のままです。
噴火警戒レベルの引き上げに備え、十和田大湯の大平地区の住民の皆様は、避難の準備を始めてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤小坂町

小坂町は、気象庁から噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表等を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。そして、施設等から観光客等の情報を収集し、秋田県に伝達する。

また、想定火口範囲内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設等に対し避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を実施）。さらに、住民等の避難状況や施設の閉鎖状況等を確認し、秋田県へ情報提供する。

その他、想定火口範囲内に位置する施設については、施設利用者の避難を確保する対応（冬

期は施設利用者の避難誘導)を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。想定火口範囲から4 km圏内については、高齢者等は避難準備をするよう促し、施設等に対して、火山活動状況等について情報提供する。

住民及び観光客等への周知については、小坂町として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内

1) 冬期以外の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前(午後)〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、休平地区に高齢者等避難を発令します。
休平地区の高齢者等は国道〇〇号(又は県道2号大館十和田湖線)を利用して〇〇へ直ちに避難を開始してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

2) 冬期の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前(午後)〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
これにより、休平地区に避難指示を発令します。
休平地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前(午後)〇時〇分に十和田火山に臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。
大川岱地区にいる避難に時間を要する方々は、避難の準備を始めてください。

ウ 登山道規制

噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))発表の段階で噴火につながる可能性が高い。したがって、登山道については、小坂町等は登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う登山道については、図3-1、3-2及び表3-3、3-4のとおり。

そして、管理者は不明であるが、登山者が利用している痕跡が見られる登山道については、登山道が所在する市町村において、適宜看板及びバリケード等を設置する。特に十和田湖西側に位置する白地山においては、登山者が利用している痕跡が見られる登山道が見受けられるため、登山道が所在する市町村は、適宜看板及びバリケード等を設置する。

なお、規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

該当なし

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

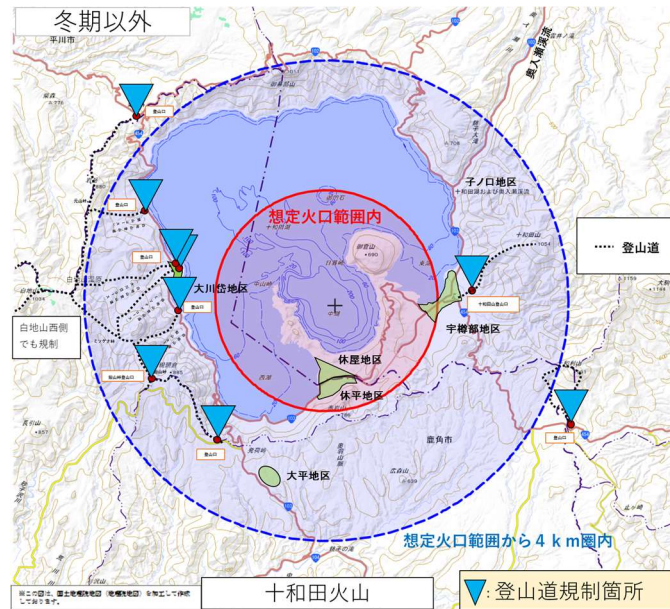


図3-1 登山道規制箇所図（冬期以外で想定火口範囲から4 km圏内の場合）

表3-3 規制を行う登山道

整理番号	登山道名	規制位置	備考
①	十和田山登山道	十和田山登山口	管理者不明
②	十和利山登山道（西側）	十和利登山口	管理者不明
③	白地山登山道 （ミソナゲコース）	白地山登山口 （ミソナゲコース）	小坂町管理
④	白地山登山道 （大川岱コース）	白地山登山口 （大川岱コース）	小坂町管理
⑤	白地山登山道 （鉛山コース）	白地山登山口 （鉛山コース）	小坂町管理
⑥	白地山登山道 （銀山コース）	白地山登山口 （銀山コース）	小坂町管理
⑦	白地山登山道 （鉛山峠登山口から）	鉛山峠登山口	小坂町管理
⑧	白地山登山道 （県道2号大館十和田湖線付近）	白地山登山口 （県道2号大館十和田湖線付近）	小坂町管理
⑨	白地山登山道 （滝ノ沢峠付近）	白地山登山口 （滝ノ沢峠付近）	小坂町管理

【冬期の場合】



図3-2 登山道規制箇所図（冬期で想定火口範囲から4km圏内の場合）

表3-4 規制を行う登山道

整理番号	登山道名	規制位置	備考
①	白地山登山道 (ミソナゲコース)	白地山登山口 (ミソナゲコース)	小坂町管理
②	白地山登山道 (大川岱コース)	白地山登山口 (大川岱コース)	小坂町管理
③	白地山登山道 (鉛山コース)	白地山登山口 (鉛山コース)	小坂町管理
④	白地山登山道 (銀山コース)	白地山登山口 (銀山コース)	小坂町管理
⑤	白地山登山道 (鉛山峠登山口から)	鉛山峠登山口	小坂町管理
⑥	白地山登山道 (県道2号大館十和田湖線付近)	白地山登山口 (県道2号大館十和田湖線付近)	小坂町管理

工 遊歩道規制

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））発表の段階で噴火につながる可能性が高い。したがって、遊歩道については、青森県及び秋田県等が遊歩道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う遊歩道については、図3-3～3-6及び表3-5、3-6のとおり。

なお、十和田湖岸近くで規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内
【冬期以外の場合】

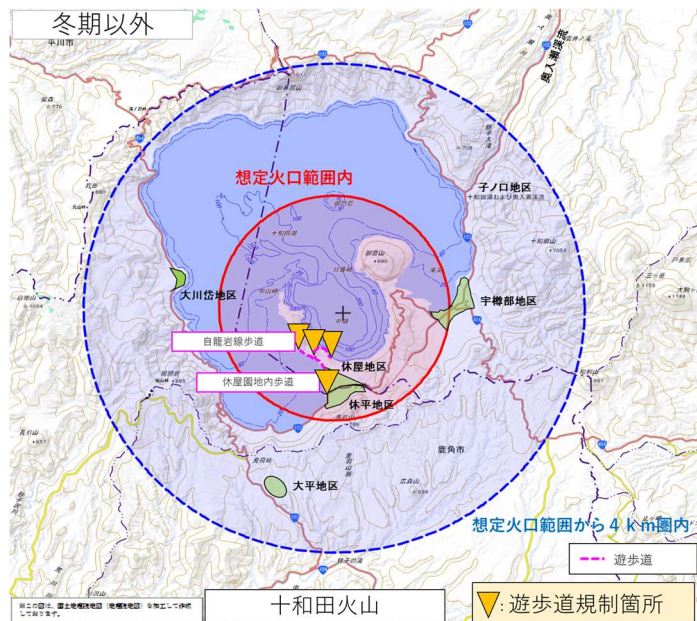


図3-3 遊歩道規制箇所図（冬期以外で想定火口範囲内の場合）

【冬期の場合】

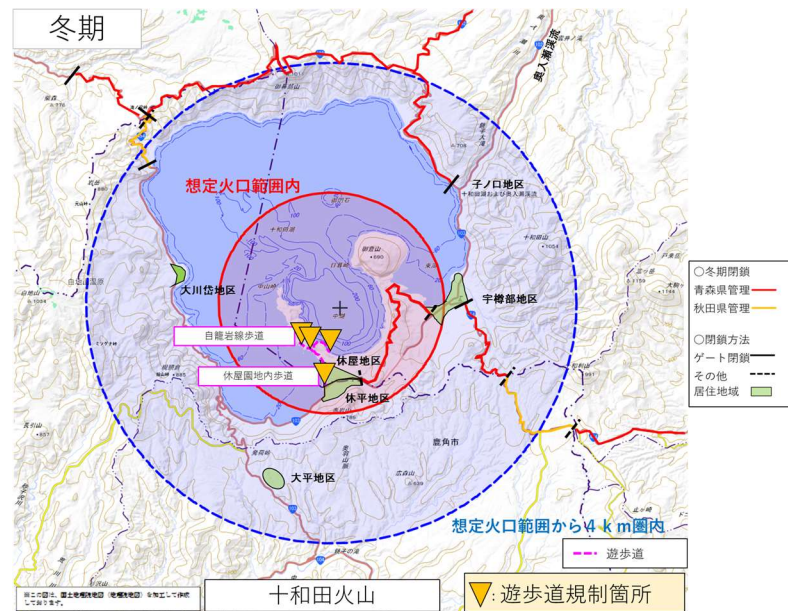


図3-4 遊歩道規制箇所図（冬期で想定火口範囲内の場合）

表3-5 規制を行う遊歩道

整理番号	遊歩道名	規制位置	備考
①	休屋園地内歩道	起点～終点	環境省管理
②	自籠岩線歩道	起点～終点	環境省管理

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

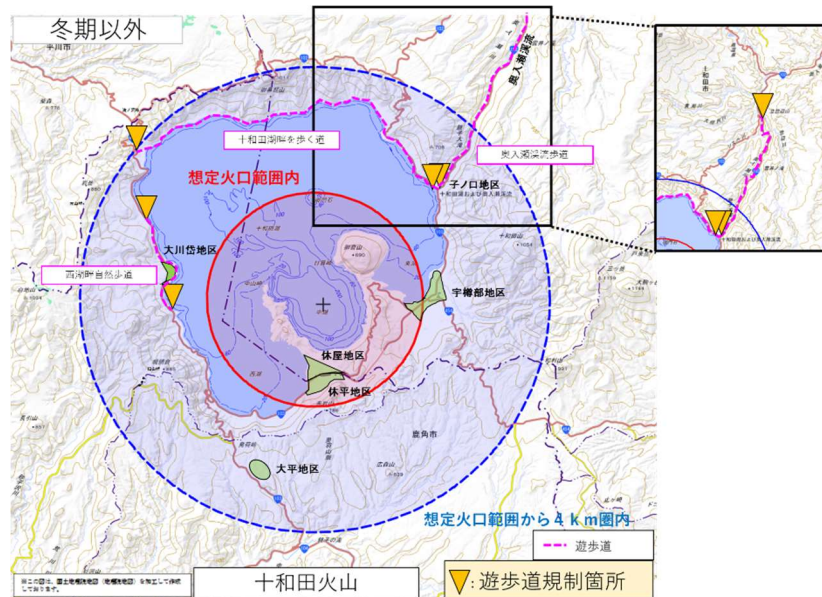


図3-5 遊歩道規制箇所図（冬期以外で想定火口範囲から4 km圏内の場合）

【冬期の場合】

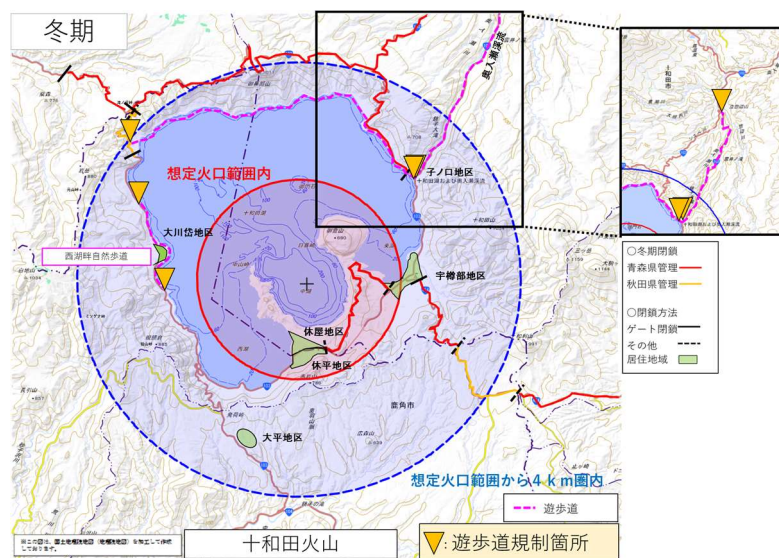


図3-6 遊歩道規制箇所図（冬期で想定火口範囲から4 km圏内の場合）

表3-6 規制を行う遊歩道

整理番号	遊歩道名	規制位置	備考
①	奥入瀬渓流歩道	起点～終点	青森県管理
②	十和田湖畔を歩く道	起点～終点	青森県管理
③	十和田湖畔を歩く道	起点～終点	秋田県管理
④	西湖畔自然歩道	起点～終点	秋田県管理

オ 道路規制

道路規制については、冬期の場合、想定火口範囲内に位置する青森県及び秋田県、十和田市で管理する道路で通行規制を実施する。

規制を行う道路については、図3-7及び表3-7のとおり。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

該当なし

【冬期の場合】

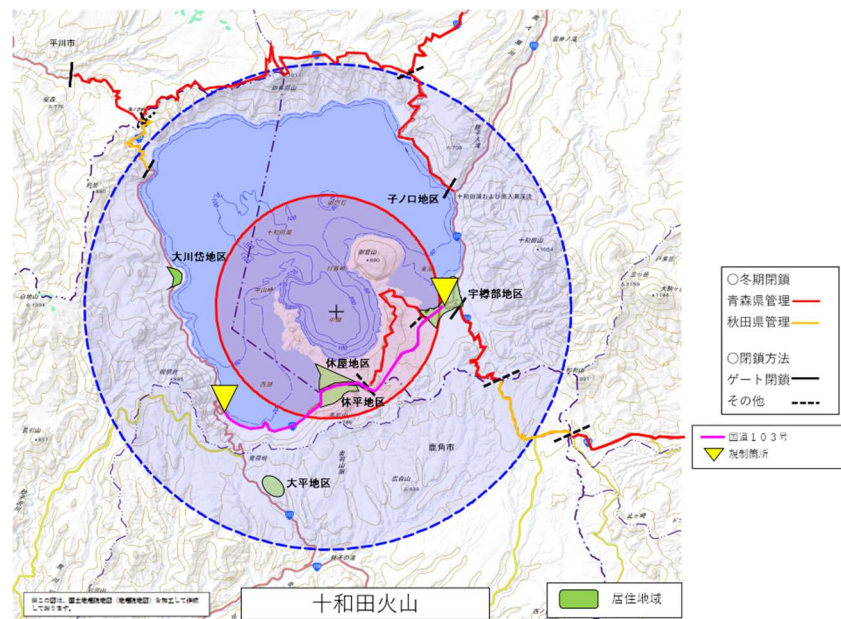


図3-7 道路規制箇所図（冬期で想定火口範囲内の場合）

（※主な規制箇所を記載）

表3-7 規制を行う道路

整理番号	路線名	規制区間	備考
①	国道103号	十和田市宇樽部～秋田県境	青森県管理
②	国道103号	秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字生出	秋田県管理
③	市道休屋線	起点～終点	十和田市管理
④	市道休屋十和田湖小学校線	起点～終点	十和田市管理
⑤	市道休屋東部1号線	起点～終点	十和田市管理
⑥	市道休屋東部2号線	起点～終点	十和田市管理
⑦	市道休屋東部3号線	起点～終点	十和田市管理
⑧	市道宇樽部国民宿舎線	起点～終点	十和田市管理
⑨	市道宇樽部十和田湖中学校線	起点～終点	十和田市管理
⑩	市道宇樽部十和田山線	起点～終点	十和田市管理

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

該当なし

【冬期の場合】

該当なし

カ 避難所の開設等

十和田市及び小坂町は想定火口範囲内に滞在する住民等の自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。さらに、今後の避難指示等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県、秋田県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、十和田市と小坂町を支援する。また、十和田市及び小坂町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

十和田市及び小坂町が噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平 6 1 - 6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平 7 0 - 3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字沢 田字下洗 2 1 - 1	0176-58-0186	765	383

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面性 (m2)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森 7 - 1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平 6 6 - 1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神 4 - 1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原 3 5 - 3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の避難誘導

登山者及び観光客等の避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 km 圏内の外側への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両の確保についても検討する。

①青森県

青森県は十和田市と協議し、観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

②秋田県

秋田県は小坂町と協議し、登山者及び観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 km 圏内に位置する施設従業員と連携し、想定火口範囲内に近づかないように呼びかけるとともに、想定火口範囲内にいる観光客等は避難するよう促す。

④小坂町

小坂町は、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して登山者及び観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内に近づかないように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設従業員と連携し、想定火口範囲内に近づかないように呼びかけるとともに、想定火口範囲内にいる観光客等は避難するよう促す。

⑤その他関係機関

警察、消防は、火山活動の状況について気象庁等の助言に基づき安全を確認した上で、登山道及び遊歩道周辺で逃げ遅れが無いか確認し、必要に応じて避難誘導を行う。

ク 要配慮者の避難誘導等

十和田市、小坂町は、冬期以外において、想定火口範囲内に高齢者等避難を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を率先して行う。また、警察、消防等と協力して避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等には防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

その他、想定火口範囲から4 km圏内については、十和田市、鹿角市、小坂町は、今後、噴火警戒レベルが上がった場合に備え、要配慮者に対して避難の準備を呼びかける。

ケ 住民等の避難誘導等

十和田市、小坂町は、冬期において、想定火口範囲内に避難指示を発令し、住民等の避難誘導を行う。

また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、安否確認や避難完了の確認等を行う。その他、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、火山活動状況や避難情報等を周知する。

コ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

十和田市、小坂町は避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

サ 避難促進施設による避難誘導等

想定火口範囲内に位置する避難促進施設は、施設の利用者に対して、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表されたことを周知するとともに、施設利用者の避難を確保する対応を行う。また、冬期の場合は施設利用者の避難誘導を行う。そして、冬期に限らず、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖し、避難する。その他、十和田市及び小坂町と協議・連携

し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難誘導を行う。

十和田市及び小坂町は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携して想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて十和田市は青森県、小坂町は秋田県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県及び秋田県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、十和田市や小坂町から受入先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-8 警戒範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設

<想定火口範囲内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■交通関係施設 ■宿泊施設 ■利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■医療関係 ■医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	JRバス東北十和田湖駅	交通関係施設	
	峰湖荘	宿泊施設	
	民宿春山荘	宿泊施設	
	民宿ひめます山荘	宿泊施設	
	十和田湖ホステル	宿泊施設	
	十和田湖バックパッカーズ	宿泊施設	
	民宿十和田湖山荘	宿泊施設	
	ホテル十和田荘	宿泊施設	
	十和田湖レークサイドホテル	宿泊施設	
	湖四季の宿弁慶	宿泊施設	
	アドベンチャーロッジ	宿泊施設	
	宇樽部キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田湖遊覧船（休屋）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田家食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖畔ドライブイン	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田神社	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
湖が見えるレストラン信州屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設		

	十和田湖観光交流センター「ぷらっと」	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	お土産とお食事の店もりた	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランたかさご屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	かえで食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	JRハウス十和田	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランやすみや	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	暮らしのクラフトゆずりは	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖総合案内所	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	たかせ商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	木村ストア	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	喫茶 憩い	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	田子屋商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖診療所	医療関係	
	十和田湖小・中学校	医療関係以外の要配慮者利用施設	
	十和田湖保育園	医療関係以外の要配慮者利用施設	
小坂町	十和田湖レークビューホテル	宿泊施設	
	民宿和み	宿泊施設	
	とわだこ遊月	宿泊施設	
	とわだこ賑山亭	宿泊施設	
	岩路（食事処）	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(2) 小規模噴火 「噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))」の場合 (想定火口範囲内)

【火山活動の状況】 浅部を震源とする地震回数増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。

【警戒範囲】 想定火口範囲内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	高齢者等避難 (冬期は全員避難)
------------	------------------

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等避難 (冬期は全員避難)
噴 火 予 報	想 定 火 山 口 範 囲 内	活 火 山 で あ る こ と に 留 意	<p>【居住地域】 <十和田市> ・宇樽部地区 ・休屋地区 <小坂町> ・体平地区</p> <p>【施設】 <環境省> ・休屋北駐車場 ・休屋南駐車場 ・十和田ヒジターセンター</p> <p><青森県> ・観湖台駐車場 ・乙女の像 ・十和田湖総合案内所 <十和田市> ・J Rバス東北十和田湖駅 ・宇樽部駐車場① ・宇樽部駐車場② ・峰湖荘 ・民宿春山荘 ・民宿ほめす山荘 ・十和田湖ホテル ・十和田湖バックパッカーズ ・民宿十和田湖荘 ・ホテル十和田荘 ・十和田湖レークサイドホテル ・湖四季の宿弁慶 ・アドベンチャーロッジ ・宇樽部キャンプ場 ・十和田湖遊覧船 (休屋) ・十和田家食堂 ・湖畔ドライブイン ・十和田神社 ・湖が見えるレストラン信州屋 ・十和田湖観光交流センター「ぶらっと」 ・お土産とお食事の店もりた</p>	<p>【情報収集】 <青森県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <十和田市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報を収集、名簿の作成 <秋田県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <小坂町> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報を収集、名簿の作成</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導等の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <十和田市> ・対象地区へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導等依頼 ・協議会 (青森県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達 <秋田県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導等の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <小坂町> ・対象地区へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導等依頼 ・協議会 (秋田県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達</p>

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等避難 (冬期は全員避難)
噴 火 予 報	想 定 火 山 口 範 囲 内	活 火 山 で あ る こ と に 留 意	<p>【施設】 <十和田市> ・レストランたかさご屋 ・十和田食堂 ・かえて食堂 ・J Rハウス十和田 ・レストランやすみや ・暮らしのクラフトゆずりは ・十和田湖総合案内所 ・たかせ商店 ・木村ストア ・喫茶 憩い ・田子屋商店 ・十和田湖診療所 ・十和田湖小・中学校 ・十和田湖保育園 <小坂町> ・十和田湖レークビューホール ・民宿和み ・とわたご遊月 ・とわたご飯山亭 ・岩路 (食事処)</p> <p>【道路】 <青森県> ・国道103号 <十和田市> ・市道休屋線 ・市道休屋十和田湖小学校線 ・市道休屋東部1号線 ・市道休屋東部2号線 ・市道休屋東部3号線 ・市道宇樽部国民宿舎線 ・市道宇樽部十和田湖中学校線 ・市道宇樽部十和田山線 <秋田県> ・国道103号</p> <p>【林道】 なし</p> <p>【農道】 なし</p> <p>【登山道】 なし</p> <p>【遊歩道】 <環境省> ・休屋園地内歩道 ・自能若線歩道</p> <p>【観音りの指定避難所】 ○十和田市指定避難所 ・旧地域包括支援センター ・西コミュニティセンター ・沢田悠字館 ○鹿角市指定避難所 ・大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 ・小坂町交流センター</p>	<p>【避難経路】 ・別紙「避難経路図」のとおり。 ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。</p> <p>【施設の閉鎖】 <環境省> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <青森県> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <十和田市> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <小坂町> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。)</p> <p>【道路規制】 <青森県> ・国道103号 (十和田市宇樽部～秋田県境) ・国道103号 (十和田市宇樽部～十和田市休屋) ※冬期閉鎖 →注意喚起を実施 (※冬季は通行規制) <十和田市> ・全ての市道 → 注意喚起を実施 (※冬季は通行規制) <秋田県> ・国道103号 (秋田県境～鹿角部小坂町十和田湖字生出) →注意喚起を実施 (※冬季は通行規制)</p> <p>【遊歩道規制】 <環境省> ・所管する遊歩道 → 立入規制</p> <p>【避難誘導】 ・施設利用者の避難を確保する対応 (集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設など) ※冬期は施設利用者の避難誘導 ・住民等の戸別訪問による避難の推奨 (警察、消防、十和田市、小坂町) ※冬期は避難誘導 ・防災ヘリ (青森県、秋田県) ・緊急通報メール (十和田市、小坂町) ・防災行政無線 (十和田市、小坂町) ・広報車 (十和田市、小坂町) ・スピーカー等の放送設備 (観光施設等)</p>

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(2) 小規模噴火 「噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))」 の場合 (想定火口範囲から4 km圏内)

【火山活動の状況】 浅部を震源とする地震回数の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。

【警戒範囲】 想定火口範囲から4 km圏内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	高齢者等は避難準備
------------	-----------

予報 警戒 範囲	警戒 範囲	キ-ワ-ド	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等は避難準備
噴 火 予 報	想 定 火 山 で あ る こ と に 留 意	活 火 山	<p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <鹿角市> ・大平地区 <小坂町> ・大川岱地区 <p>【集客地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> <秋田県> ・子ノ口地区 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <環境省> ・生出キャンプ場 <十和田市> ・JRバス東北子ノ口駅 ・御前山駐車場 ・十和田湖遊覧船 (子ノ口) ・みずみず亭 ・子ノ口湖畔食堂 <小坂町> ・十和田ホテル ・十和田プリンスホテル ・レークサイド山の家 ・さくら荘 ・招仙閣 ・発荷峠展望台 ・紫明亭展望台 ・甲岳台展望台 ・笹森展望所 ・白雲亭展望所 ・薄の沢キャンプ場 <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・国道102号 ・国道103号 ・国道454号 <秋田県> ・国道103号 ・国道454号 ・県道2号大館十和田湖線 <鹿角市> ・大平1号線 ・大平2号線 ・大平3号線 ・大平4号線 ・大平5号線 	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・気象台等から火山活動の状況等を収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <十和田市> ・観光客等の情報を収集 <秋田県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <小坂町> ・観光客等の情報を収集 <p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・火山活動状況及び観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・防災関連情報を住民及び観光客等に広報 <十和田市> ・対象地区の高齢者等へ避難の準備をするよう促す ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 ・協議会 (青森県) へ観光客等の情報を伝達 <秋田県> ・火山活動状況及び観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・防災関連情報を住民及び観光客等に広報 <鹿角市> ・対象地区の高齢者等へ避難の準備をするよう促す ・火山活動状況を住民等へ周知 <小坂町> ・対象地区の高齢者等へ避難の準備をするよう促す ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 ・協議会 (秋田県) へ観光客等の情報を伝達

予報 警戒 範囲	警戒 範囲	キ-ワ-ド	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等は避難準備
噴 火 予 報	想 定 火 山 で あ る こ と に 留 意	活 火 山	<p>【林道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <三八森林管理署> ・一の沢林道 ・小沢辺林道 <米代東部森林管理署> ・白樺林道 ・東野沢林道 ・湯の又林道 ・カラマツ沢林道 ・温川林道 ・冷川林道 ・中の沢林道 ・上中の沢林道 ・大平林道 ・大根津戸林道 <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・十和田山登山道 <鹿角市> ・十和田山登山道 (西側) <小坂町> ・白地山登山道 (ミソナゲコース) ・白地山登山道 (大川岱コース) ・白地山登山道 (鉛山コース) ・白地山登山道 (銀山コース) ・白地山登山道 (鉛山峠登山口から) ・白地山登山道 (県道2号大館十和田湖線付近) <p>【登山口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・十和田山登山口 <小坂町> ・白地山登山口 (ミソナゲコース) ・白地山登山口 (大川岱コース) ・白地山登山口 (鉛山コース) ・白地山登山口 (銀山コース) ・鉛山峠登山口 ・白地山登山口 (県道2号大館十和田湖線付近) <p>【遊歩道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・奥入瀬深流歩道 ・十和田湖畔を歩く道 <秋田県> ・十和田湖畔を歩く道 ・西湖畔自然遊歩道 <p>【最寄りの指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・旧地域包括支援センター ・西コミュニティセンター ・沢田悠字館 ○鹿角市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・小坂町交流センター 	<p>【避難経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「避難経路図」のとおり。 ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。 <p>【施設の閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> <環境省> ・必要に応じて所管する施設を閉鎖 <十和田市> ・必要に応じて所管する施設を閉鎖 <小坂町> ・必要に応じて所管する施設を閉鎖 <p>【道路規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・国道102号 (十和田市子ノ口～十和田市惣辺) ・国道102号 (十和田市青楓山～十和田市惣辺) ※冬期閉鎖 ・国道102号 (十和田市子ノ口～平川市滝ノ沢) ※冬期閉鎖 ・国道103号 (十和田市子ノ口～十和田市宇津部) ・国道454号 (十和田市宇津部～秋田県境) ※冬期閉鎖 ・国道454号 (平川市滝ノ沢～秋田県境) ※冬期閉鎖 →注意喚起を実施 <秋田県> ・国道103号 (鹿角市小坂町十和田湖字生出～鹿角市十和田大湯字中滝) ・国道454号 (秋田県境～鹿角市十和田大湯字田代平) ※冬期閉鎖 ・国道454号 (秋田県境～鹿角市小坂町十和田湖字田井内) ・県道2号大館十和田湖線 →注意喚起を実施 <鹿角市> ・大平1号線 ※冬期閉鎖 ・大平2号線 ※冬期閉鎖 ・大平3号線 ※冬期閉鎖 ・大平4号線 ・大平5号線 ※冬期閉鎖 →注意喚起を実施 <p>【林道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <三八北森林管理署> ・所管する林道 → 注意喚起を実施 <米代東部森林管理署> ・所管する林道 → 注意喚起を実施 <p>【登山道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・所在する登山道 → 入山規制 <鹿角市> ・所在する登山道 → 入山規制 <小坂町> ・所在する登山道 → 入山規制 <p>【遊歩道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <秋田県> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリ (青森県、秋田県) ・緊急連絡メール (十和田市、鹿角市、小坂町) ・防災行政無線 (十和田市、小坂町) ・広報車 (十和田市、鹿角市、小坂町) ・スピーカー等の放送設備 (観光施設等)

(3) 噴火警戒レベル4-1に引き上げられた場合

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報が発表された場合、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、表3-9の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、想定火口範囲から4km圏内に位置する登山道、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する遊歩道の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側へ避難誘導する。

そして、協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内）に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

表3-9 噴火警戒レベル4-1発表時の各自治体の体制

青森県	災害対策本部
秋田県	災害対策本部
十和田市	災害対策本部
鹿角市	災害対策本部
小坂町	災害対策本部

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、気象庁から噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や住民等の避難状況、施設の閉鎖状況、観光客等の情報を協議会関係者等に周知する。観光客等の情報については、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設等から情報収集した上で観光客等の名簿を作成し、観光客等の避難状況を把握する。また、住民、観光客等に対しても、十和田市と連携し、防災ヘリ等を活用して噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表について周知するとともに、防災関連情報を広報し、今後の情報について注目するように促す。

その他、想定火口範囲内には避難指示、想定火口範囲から4km内には高齢者等避難（冬期は全員避難）が発令されているため、警察や消防等に避難誘導の協力依頼を行う。

②秋田県

秋田県は、気象庁から噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や住民等の避難状況、施設の閉鎖状況、観光客等の情報を協議会関係者等に周知する。観光客等の情報については、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設等から情報収集し

た上で観光客等の名簿を作成し、観光客等の避難状況を把握する。また、住民、観光客等に対しても、鹿角市及び小坂町と連携し、防災ヘリ等を活用して噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表について周知するとともに、防災関連情報を広報し、今後の情報について注目するように促す。

その他、想定火口範囲内には避難指示、想定火口範囲から4 km内には高齢者等避難（冬期は全員避難）が発令されているため、警察や消防等に避難誘導の協力依頼を行う。

③十和田市

十和田市は、気象庁から噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設等に対し、噴火警報等の情報を伝達する。そして、住民等の避難状況及び施設等の閉鎖状況、並びに観光客等の情報を施設等から情報収集し、青森県に伝達する。

その他、想定火口範囲内には避難指示を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設に対し、施設利用者の避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難誘導を行う。さらに、想定火口範囲内に位置する施設については、施設利用者の避難誘導を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

また、想定火口範囲から4 km圏内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲内から4 km圏内に位置する施設等に対し、施設利用者の避難誘導を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を行う）。加えて、想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設については、施設利用者の避難を確保する対応（冬期は施設利用者の避難誘導）を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

住民及び観光客等への周知については、十和田市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、宇樽部及び休屋地区に避難指示を発令します。
宇樽部地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ、休屋地区の住民等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 km圏内

1) 冬期以外の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、子ノロ地区に高齢者等避難を発令します。
子ノロ地区の高齢者等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

2) 冬期の場合

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、子ノロ地区に避難指示を発令します。
子ノロ地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

④鹿角市

鹿角市は、気象庁から噴火警戒レベル4 - 1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民等に対し、緊急速報メールや広報車等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲から4 km圏内に位置する居住地域に対して、高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令する。

住民等への周知については、鹿角市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲から4 km圏内

1) 冬期以外の場合

<住民向けの周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、十和田大湯の大平地区に高齢者等避難を発令します。
大平地区の高齢者等で避難に時間を要する方々は国道103号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。大平地区のその他の住民の皆様は、今後、噴火のおそれがありますので避難の準備を始めてください。

2) 冬期の場合

<住民向けの周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、十和田大湯の大平地区に避難指示を発令します。
大平地区の住民等は国道103号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤小坂町

小坂町は、気象庁から噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する施設等に対し、噴火警報等の情報を伝達する。そして、住民等の避難状況及び施設等の閉鎖状況、並びに観光客等の情報を施設等から情報収集し、秋田県に伝達する。

その他、想定火口範囲内には避難指示を発令した上で、想定火口範囲内に位置する施設に対し、施設利用者の避難誘導等を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難誘導を行う。さらに、想定火口範囲内に位置する施設については、施設利用者の避難誘導を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

また、想定火口範囲から4km圏内には高齢者等避難（冬期は全員避難）を発令した上で、想定火口範囲から4km圏内に位置する施設等に対し、施設利用者の避難誘導を依頼するとともに、住民等に対しては戸別訪問を行い、避難を推奨する（冬期は避難誘導を行う）。加えて、想定火口範囲から4km圏内に位置する施設については、施設利用者の避難を確保する対応（冬期は施設利用者の避難誘導）を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

住民及び観光客等への周知については、小坂町として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、休平地区に避難指示を発令します。
休平地区の住民等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側への避難をお願いします。

○想定火口範囲から4 km圏内

1) 冬期以外の場合

＜住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容＞

こちらは、小坂町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、大川岱地区に高齢者等避難を発令します。
大川岱地区の高齢者等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

2) 冬期の場合

＜住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容＞

こちらは、小坂町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これにより、大川岱地区に避難指示を発令します。
大川岱地区の住民等は国道〇〇号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

ウ 登山道規制

登山道については、小坂町等は登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う登山道については、図3-1、3-2及び表3-3、3-4のとおり。

そして、管理者は不明であるが、登山者が利用している痕跡が見られる登山道については、登山道が所在する市町村において、適宜看板及びバリケード等を設置する。特に十和田湖西側に位置する白地山においては、登山者が利用している痕跡が見られる登山道が見受けられるため、登山道が所在する市町村は、適宜看板及びバリケード等を設置する。

なお、規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

該当なし

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-1及び表3-3のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-2及び表3-4のとおり規制する。

工 遊歩道規制

遊歩道については、青森県及び秋田県等が遊歩道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う遊歩道については、図3-3～3-6及び表3-5、3-6のとおり。

なお、十和田湖岸近くで規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-3及び表3-5のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-4及び表3-5のとおり規制する。

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-5及び表3-6のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-6及び表3-6のとおり規制する。

オ 道路規制

道路規制については、想定火口範囲内に位置する青森県及び秋田県、十和田市で管理する道路で通行規制を実施する。なお、冬期については、想定火口範囲から4 km圏内においても、青森県及び秋田県、鹿角市、三八森林管理署、米代東部森林管理署で管理する道路で通行規制を実施する。

規制を行う道路については、図3-8、3-9及び表3-10、3-11のとおり。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

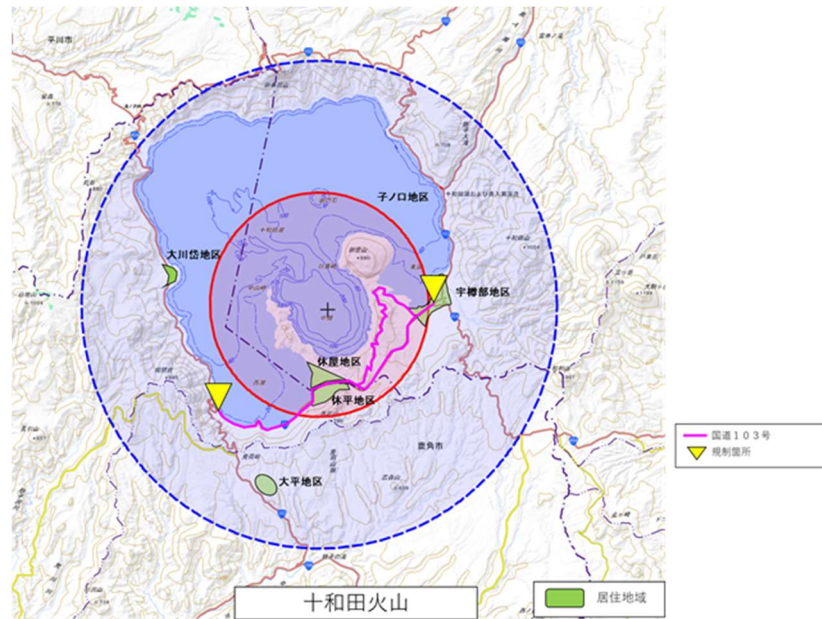


図3-8 道路規制箇所図（冬期以外で想定火口範囲内の場合）

（※主な規制箇所を記載）

表3-10 規制を行う道路

整理番号	路線名	規制区間	備考
①	国道103号	十和田市宇樽部～十和田市休屋	青森県管理
②	国道103号	十和田市宇樽部～秋田県境	青森県管理
③	国道103号	秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字生出	秋田県管理
④	市道休屋線	起点～終点	十和田市管理
⑤	市道休屋十和田湖小学校線	起点～終点	十和田市管理
⑥	市道休屋東部1号線	起点～終点	十和田市管理
⑦	市道休屋東部2号線	起点～終点	十和田市管理
⑧	市道休屋東部3号線	起点～終点	十和田市管理
⑨	市道宇樽部国民宿舎線	起点～終点	十和田市管理
⑩	市道宇樽部十和田湖中学校線	起点～終点	十和田市管理
⑪	市道宇樽部十和田山線	起点～終点	十和田市管理

【冬期の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-9を参照する。

なお、規制路線については、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の発表時と同様の路線となるため、表3-11を参照する。

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

該当なし

【冬期の場合】

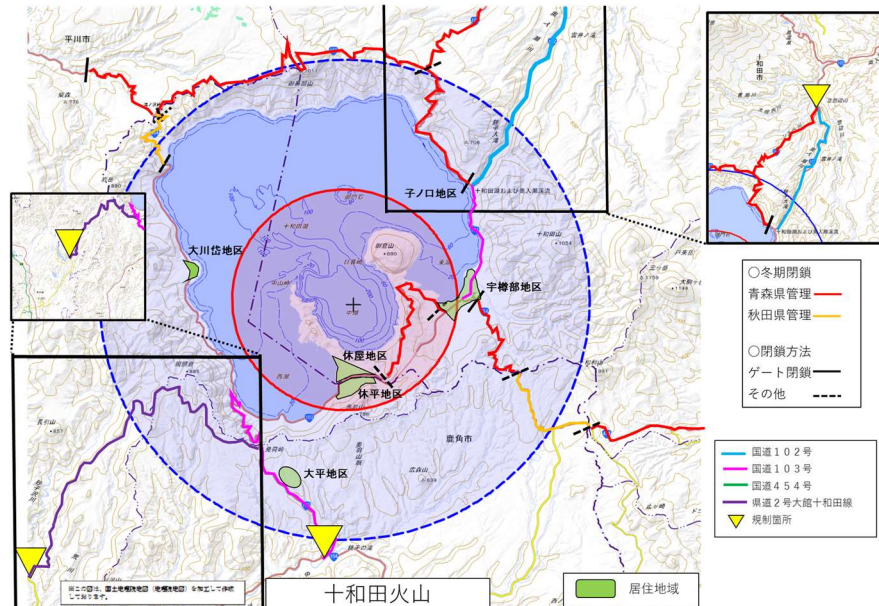


図3-9 道路規制箇所図（冬期で想定火口範囲から4 km圏内の場合）

（※主な規制箇所を記載）

表3-11 規制を行う道路

整理番号	路線名	規制区間	備考
①	国道102号	十和田市子ノ口～十和田市惣辺	青森県管理
②	国道103号	十和田市子ノ口～十和田市宇樽部	青森県管理
③	国道103号	鹿角郡小坂町十和田湖字生出～鹿角市十和田大湯字中滝	秋田県管理
④	国道454号	秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字和井内	秋田県管理
⑤	県道2号大館十和田湖線	起点～終点	秋田県管理
⑥	大平4号線	起点～終点	鹿角市管理
⑦	一の沢林道	起点～終点	三八森林管理 署管理
⑧	小惣辺林道	起点～終点	三八森林管理 署管理
⑨	白樺林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑩	東野沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑪	湯の又林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理

⑫	カラマタ沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑬	温川林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑭	冷川林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑮	中の沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑯	上中の沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑰	大平林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑱	大根津戸林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理

カ 避難所の開設等

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に滞在する住民等の自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県、秋田県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、十和田市、鹿角市、小坂町を支援する。また、十和田市、鹿角市、小坂町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

十和田市、鹿角市、小坂町が噴火警戒レベル4-1の発表にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字 奥瀬字中平61-6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字 奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字 沢田字下洗21-1	0176-58-0186	765	383

<鹿角市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂 2 2 - 1	0186-35-2057	2,179	510
十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下 7 - 5	0186-35-3045	2,743	640
錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦木字浜田 9 1 - 1	0186-35-4477	1,374	320

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森 7 - 1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平 6 6 - 1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神 4 - 1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原 3 5 - 3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の避難誘導

登山者及び観光客等の避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 km 圏内の外側への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両の確保についても検討する。

①青森県

青森県は十和田市と協議し、観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 km 圏内の外側へ避難すように呼びかける。

②秋田県

秋田県は小坂町と協議し、登山者及び観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を利用して避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難するように呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線や緊急速報メール等を利用して観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難するように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設職員と連携し、観光客等を想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難を呼びかける。

④小坂町

小坂町は、防災行政無線や緊急速報メール等を利用して登山者及び観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難するように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設職員と連携し、登山者及び観光客等を想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難を呼びかける。

⑤その他関係機関

警察、消防は、火山活動の状況について気象庁の助言に基づき安全確認をした上で、登山道及び遊歩道周辺で逃げ遅れがないか確認する。

ク 要配慮者の避難誘導等

十和田市、鹿角市、小坂町は、冬期以外において、想定火口範囲から4 km圏内に高齢者等避難を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を率先して行う。

また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等には防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

ケ 住民等の避難誘導

十和田市、小坂町は、冬期以外において、想定火口範囲内に、十和田市、鹿角市、小坂町は冬期において想定火口範囲から4 km圏内に避難指示を発令し、住民等の避難誘導を行う。

また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、安否確認や避難完了の確認等を行う。

その他、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、火山活動状況や避難情報等を周知する。

コ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

十和田市、小坂町は避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

サ 避難促進施設による避難誘導等

想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する避難促進施設は、施設の利用者に対して、噴火警戒レベル4-1の引き上げに関する噴火警報が発表されたことを周知する。その他、想定火口範囲内に位置する施設については、施設利用者の避難誘導を行う。

また、想定火口範囲から4 km圏内に位置する避難促進施設については、冬期の場合は施設利用者の避難誘導を行う。

そして、冬期に限らず、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖し、避難する。

十和田市及び小坂町は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携して想定火口範囲及び想定火口範囲から4 km圏外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて十和田市は青森県、小坂町は秋田県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県及び秋田県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、十和田市や小坂町から受入先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-12 警戒範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設

<想定火口範囲内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通関係施設 ■ 宿泊施設 ■ 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■ その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■ 医療関係 ■ 医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	JRバス東北十和田湖駅	交通関係施設	
	峰湖荘	宿泊施設	
	民宿春山荘	宿泊施設	
	民宿ひめます山荘	宿泊施設	
	十和田湖ホテル	宿泊施設	
	十和田湖バックパッカーズ	宿泊施設	

民宿十和田湖山荘	宿泊施設	
ホテル十和田荘	宿泊施設	
十和田湖レークサイドホテル	宿泊施設	
湖四季の宿弁慶	宿泊施設	
アドベンチャーロッジ	宿泊施設	
宇樽部キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
十和田湖遊覧船（休屋）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
十和田家食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
湖畔ドライブイン	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田神社	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
湖が見えるレストラン信州屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田湖観光交流センター「ぷらっと」	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
お土産とお食事の店もりた	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
レストランたかさご屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
かえで食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
JR ハウス十和田	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
レストランやすみや	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
暮らしのクラフトゆずりは	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田湖総合案内所	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
たかせ商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
木村ストア	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
喫茶 憩い	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
田子屋商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田湖診療所	医療関係	
十和田湖小・中学校	医療関係以外の要配慮者利用施設	
十和田湖保育園	医療関係以外の要配慮者利用施設	

小坂町	十和田湖レークビューホテル	宿泊施設	
	民宿和み	宿泊施設	
	とわだこ遊月	宿泊施設	
	とわだこ賑山亭	宿泊施設	
	岩路（食事処）	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	

<想定火口範囲から4 km圏内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通関係施設 ■ 宿泊施設 ■ 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■ その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■ 医療関係 ■ 医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	J Rバス東北子ノ口駅	交通関係施設	
	十和田湖遊覧船（子ノ口）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	みずうみ亭	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	子ノ口湖畔食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
小坂町	十和田ホテル	宿泊施設	
	十和田プリンスホテル	宿泊施設	
	レークサイド山の家	宿泊施設	
	さくら荘	宿泊施設	
	招仙閣	宿泊施設	
	生出キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	滝の沢キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(3) 小規模噴火 「噴火警戒レベル4-1」の場合 (想定火口範囲内)

【火山活動の状況】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。

【警戒範囲】 想定火口範囲内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	避難
------------	----

予報 警戒 範囲	警戒 範囲	キー ワード	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	高 齢 者 等 避 難	<p>【居住地域】 <十和田市> ・宇樽部地区 ・休屋地区 <小坂町> ・休平地区</p> <p>【施設】 <環境省> ・休屋北駐車場 ・休屋南駐車場 ・十和田ビジターセンター <青森県> ・職湖台駐車場 ・乙女の像 ・十和田湖総合案内所 <十和田市> ・JRバス東北十和田湖駅 ・宇樽部駐車場① ・宇樽部駐車場② ・峰湖荘 ・民宿春山荘 ・民宿ひめす山荘 ・十和田湖ホテル ・十和田湖バックパッカーズ ・民宿十和田湖山荘 ・ホテル十和田江 ・十和田湖レークサイドホテル ・湖四季の宿弁慶 ・アドベンチャーロッジ ・宇樽部キャンプ場 ・十和田湖遊覧船（休屋） ・十和田家食堂 ・湖畔ドライブイン ・十和田神社 ・湖が見えるレストラン信州屋 ・十和田湖観光交流センター「ばらっと」 ・お土産とお食事の店もりた</p>	<p>【情報収集】 <青森県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <十和田市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報を収集、名簿の作成 <秋田県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <小坂町> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報を収集、名簿の作成</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <十和田市> ・対象地区へ避難指示を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導依頼 ・協議会（青森県）へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達 <秋田県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <小坂町> ・対象地区へ避難指示を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導依頼 ・協議会（秋田県）へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達</p>

予報 警戒 範囲	警戒 範囲	キー ワード	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	高 齢 者 等 避 難	<p>【施設】 <十和田市> ・レストランたかさご屋 ・十和田食堂 ・かえで食堂 ・JRハウス十和田 ・レストランやすみや ・暮らしのクラフトゆずりは ・十和田湖総合案内所 ・たかせ商店 ・木村ストア ・喫茶 憩い ・田子屋商店 ・十和田湖診療所 ・十和田湖小・中学校 ・十和田湖保育園 <小坂町> ・十和田湖レークビューホテル ・民宿和み ・とわご遊月 ・とわご遊山亭 ・岩路（食事処）</p> <p>【道路】 <青森県> ・国道103号 <十和田市> ・市道休屋線 ・市道休屋十和田湖小学校線 ・市道休屋東部1号線 ・市道休屋東部2号線 ・市道休屋東部3号線 ・市道宇樽部国民宿舎線 ・市道宇樽部十和田湖中学校線 ・市道宇樽部十和田山線 <秋田県> ・国道103号</p> <p>【林道】 なし</p> <p>【農道】 なし</p> <p>【登山道】 なし</p> <p>【遊歩道】 <環境省> ・休屋園地内歩道 ・自能岩線歩道</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【最寄りの指定避難所】 ○十和田市指定避難所 ・旧地域包括支援センター ・西コミュニティセンター ・沢田悠学館 ○鹿角市指定避難所 ・大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 ・小坂町交流センター</p> </div>	<p>【避難経路】 ・別紙「避難経路図」のとおり。 ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。</p> <p>【施設の閉鎖】 <環境省> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <青森県> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <十和田市> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <小坂町> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。）</p> <p>【道路規制】 <青森県> ・国道103号（十和田市宇樽部～秋田県境） ・国道103号（十和田市宇樽部～十和田市休屋）※冬期閉鎖 →通行規制 <十和田市> ・全ての市道 → 通行規制 <秋田県> ・国道103号（秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字生田） →通行規制</p> <p>【遊歩道規制】 <環境省> ・所管する遊歩道 → 立入規制</p> <p>【避難誘導】 ・施設利用者の避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設など） ・住民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、十和田市、小坂町） ・防災ヘリ（青森県、秋田県） ・緊急連絡メール（十和田市、小坂町） ・防災行政無線（十和田市、小坂町） ・広報車（十和田市、小坂町） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等）</p>

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(3) 小規模噴火 「噴火警戒レベル4-1」の場合 (想定火口範囲から4 km圏内)

【火山活動の状況】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。

【警戒範囲】 想定火口範囲から4 km圏内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	高齢者等避難 (冬期は全員避難)
------------	------------------

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等避難 (冬期は全員避難)
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	高 齢 者 等 避 難	<p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <鹿角市> ・大平地区 <小坂町> ・大川岱地区 <p>【集客地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・子ノ口地区 <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <環境省> ・生田キャンプ場 <十和田市> ・JRバス東北子ノ口駅 ・御前山山駐車場 ・十和田湖遊覧船 (子ノ口) ・みずらみ亭 ・子ノ口湖畔食堂 <小坂町> ・十和田ホテル ・十和田プリンスホテル ・レークサイド山の家 ・さくら荘 ・招仙閣 ・発荷峠展望台 ・紫明亭展望台 ・甲岳台展望台 ・笹森展望所 ・白雲亭展望所 ・瀧の沢キャンプ場 <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・国道102号 ・国道103号 ・国道454号 <秋田県> ・国道103号 ・国道454号 ・県道2号大館十和田湖線 <鹿角市> ・大平1号線 ・大平2号線 ・大平3号線 ・大平4号線 ・大平5号線 	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・気象台等から火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <十和田市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報の収集、名簿の作成 <秋田県> ・気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 <鹿角市> ・住民等の避難状況の情報収集 <小坂町> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報の収集、名簿の作成 <p>【情報伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導等の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <十和田市> ・対象地区へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導等依頼 ・協議会 (青森県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達 <秋田県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報を協議会関係者等に周知 ・警察、消防等に避難誘導等の協力依頼 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <鹿角市> ・対象地区へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令 ・火山活動状況を住民等へ周知 ・協議会 (秋田県) へ住民等の避難状況を伝達 <小坂町> ・対象地区へ高齢者等避難 (冬期は避難指示) を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供及び避難誘導等依頼 ・協議会 (秋田県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報を伝達

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒高齢者等避難 (冬期は全員避難)
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	高 齢 者 等 避 難	<p>【林道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <三八森林管理署> ・一の沢林道 ・小惣辺林道 <米代東部森林管理署> ・白樺林道 ・東野沢林道 ・湯の又林道 ・カラマツ沢林道 ・温川林道 ・冷川林道 ・中の沢林道 ・上中の沢林道 ・大平林道 ・大根津戸林道 <p>【農道】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・十和田山登山道 <鹿角市> ・十和田山登山道 (西側) <小坂町> ・白地山登山道 (ミソナゲコース) ・白地山登山道 (大川岱コース) ・白地山登山道 (鉾山コース) ・白地山登山道 (銀山コース) ・白地山登山道 (鉾山峠登山口から) ・白地山登山道 (県道2号大館十和田湖線付近) <p>【登山口】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・十和田山登山口 <小坂町> ・白地山登山口 (ミソナゲコース) ・白地山登山口 (大川岱コース) ・白地山登山口 (鉾山コース) ・白地山登山口 (銀山コース) ・鉾山峠登山口 ・白地山登山口 (県道2号大館十和田湖線付近) <p>【遊歩道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・奥入瀬渓流歩道 ・十和田湖畔を歩く道 <秋田県> ・十和田湖畔を歩く道 ・西湖畔自然遊歩道 <p>【最寄りの指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・旧地域包括支援センター ・西コミュニティセンター ・沢田悠学館 ○鹿角市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・小坂町交流センター 	<p>【避難経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「避難経路図」とおり。 ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。 <p>【施設の閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> <環境省> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <十和田市> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <小坂町> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <p>【道路規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・国道102号 (十和田市子ノ口～十和田市惣辺) ・国道102号 (十和田市青橋山～十和田市惣辺) ※冬期閉鎖 ・国道102号 (十和田市子ノ口～平川市滝ノ沢) ※冬期閉鎖 ・国道103号 (十和田市子ノ口～十和田市宇津部) ・国道454号 (十和田市宇津部～秋田県境) ※冬期閉鎖 ・国道454号 (平川市滝ノ沢～秋田県境) ※冬期閉鎖 →注意喚起を実施 (※冬期は通行規制) <秋田県> ・国道103号 (鹿角市小坂町十和田湖字生田～鹿角市十和田大湯字中滝) ・国道454号 (秋田県境～鹿角市十和田大湯字代平) ※冬期閉鎖 ・国道454号 (秋田県境～鹿角市小坂町十和田湖字和井内) ・県道2号大館十和田湖線 →注意喚起を実施 (※冬期は通行規制) <鹿角市> ・大平1号線 ※冬期閉鎖 ・大平2号線 ※冬期閉鎖 ・大平3号線 ※冬期閉鎖 ・大平4号線 ・大平5号線 ※冬期閉鎖 →注意喚起を実施 (※冬期は通行規制) <p>【林道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <三八北森林管理署> ・所管する林道 → 注意喚起を実施 (※冬期は通行規制) <米代東部森林管理署> ・所管する林道 → 注意喚起を実施 (※冬期は通行規制) <p>【登山道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <十和田市> ・所在する登山道 → 入山規制 <鹿角市> ・所在する登山道 → 入山規制 <小坂町> ・所在する登山道 → 入山規制 <p>【遊歩道規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <青森県> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <秋田県> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の避難を確保する対応 (集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設など) ※冬期は施設利用者の避難誘導 ・住民等の戸別訪問による避難の推奨 (十和田市、鹿角市、小坂町) ※冬期は避難誘導 ・防災ヘリ (青森県、秋田県) ・緊急通報メール (十和田市、鹿角市、小坂町) ・防災行政無線 (十和田市、小坂町) ・広報車 (十和田市、鹿角市、小坂町) ・スピーカー等の放送設備 (十和田市、鹿角市、小坂町)

(4) 噴火警戒レベル5 - 1に引き上げられた場合

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5 - 1の引き上げに関する噴火警報が発表された場合、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、表3 - 1 3の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、想定火口範囲から4 km圏内に位置する登山道、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する遊歩道の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難誘導する。

そして、協議会の構成機関は、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議し、警戒範囲を設定する。さらに、今後、想定を超える噴火が発生した場合等に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

表3 - 1 3 噴火警戒レベル5 - 1発表時の各自治体の体制

青森県	災害対策本部
秋田県	災害対策本部
十和田市	災害対策本部
鹿角市	災害対策本部
小坂町	災害対策本部

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、気象庁から噴火警戒レベル5 - 1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や住民等の避難状況、施設の閉鎖状況、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知する。観光客等の情報については、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設等から情報収集した上で観光客等の名簿を作成し、観光客等の避難状況を把握する。また、住民、観光客等に対しても、十和田市と連携し、ホームページ等を活用して噴火警戒レベル5 - 1の引き上げに関する噴火警報の発表について周知するとともに、防災関連情報を広報し、今後の情報について注目するように促す。

②秋田県

秋田県は、気象庁から噴火警戒レベル5 - 1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに火山活動状況や住民等の避難状況、施設の閉鎖状況、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知する。観光客等の情報については、観光客等の情報を収集するための窓口を設置し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設等から情報収集した上で観光客等の名簿を作成し、観光客等の避難状況を把握する。

また、住民、観光客等に対しても、鹿角市及び小坂町と連携し、ホームページ等を活用して

噴火警戒レベル5－1の引き上げに関する噴火警報の発表について周知するとともに、防災関連情報を広報し、今後の情報について注目するように促す。

③十和田市

十和田市は、気象庁から噴火警戒レベル5－1の引き上げに関する噴火警報の発表等を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設等に対し、噴火警報等の情報を伝達する。そして、住民等の避難状況及び施設等の閉鎖状況、並びに観光客等の情報、被害状況を施設等から情報収集し、青森県に伝達する。

その他、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に避難指示を発令した上で、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設に対し、施設利用者の避難誘導等を依頼する。さらに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設については、施設利用者の避難誘導を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

住民及び観光客等への周知については、十和田市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）○時○分に十和田火山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
○○で噴火が発生し（又は切迫しており）、（噴石が飛散していて）危険です。
これにより、宇樽部、休屋、子ノロ地区に避難指示を発令します。
宇樽部地区の住民等は国道○○号を利用して○○へ、休屋地区の住民等は国道○○（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して○○へ、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ直ちに避難してください。
また、子ノロ地区を含む全ての観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

④鹿角市

鹿角市は、気象庁から噴火警戒レベル5－1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民等に対し、緊急速報メール等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲から4 km圏内に位置する居住地域に対して、避難指示を発令する。

住民等への周知については、鹿角市として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
〇〇地点で噴火が発生し（又は切迫しており）、（噴石が飛散していて）危険です。
これにより、十和田大湯の大平地区に避難指示を発令します。
大平地区の住民等は国道103号を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤小坂町

小坂町は、気象庁から噴火警戒レベル5-1の引き上げに関する噴火警報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに住民や観光客等に対し、緊急速報メールや防災行政無線等を活用して火山活動状況について周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設等に対し、噴火警報等の情報を伝達する。そして、住民等の避難状況及び施設等の閉鎖状況、並びに観光客等の情報、被害状況を施設等から情報収集し、秋田県に伝達する。

その他、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に避難指示を発令した上で、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設に対し、施設利用者の避難誘導等を依頼する。さらに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設については、施設利用者の避難誘導を行い、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖する。

住民及び観光客等への周知については、小坂町として以下のとおり周知する。

○想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に十和田火山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
〇〇地点で噴火が発生し（又は切迫しており）、（噴石が飛散していて）危険です。
これにより、休平、大川岱地区に避難指示を発令します。
休平地区の住民等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ、大川岱地区の住民等は国道〇〇号（又は県道2号大館十和田湖線）を利用して〇〇へ直ちに避難してください。
また、観光客等の皆様は、警察、消防等の指示に従い、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難をお願いします。

ウ 登山道規制

登山道については、小坂町等は登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う登山道については、図3-1、3-2及び表3-3、3-4のとおり。

そして、管理者は不明であるが、登山者が利用している痕跡が見られる登山道については、登山道が所在する市町村において、適宜看板及びバリケード等を設置する。特に十和田湖西側に位置する白地山においては、登山者が利用している痕跡が見られる登山道が見受けられるため、登山道が所在する市町村は、適宜看板及びバリケード等を設置する。

なお、規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

該当なし

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-1及び表3-3のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-2及び表3-4のとおり規制する。

エ 遊歩道規制

遊歩道については、青森県及び秋田県等が遊歩道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う遊歩道については、図3-3～3-6及び表3-5、3-6のとおり。

なお、十和田湖岸近くで規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-3及び表3-5のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-4及び表3-5のとおり規制する。

2) 想定火口範囲から4km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-5及び表3-6のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-6及び表3-6のとおり規制する。

オ 道路規制

道路規制については、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する青森県及び秋田県、十和田市、鹿角市等で管理する道路で通行規制を実施する。

規制を行う道路については、図3-9、3-10及び表3-7、3-11、3-14、3-15のとおり。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-10を参照する。なお、規制路線については、表3-14のとおり。

表3-14 規制を行う道路

整理番号	路線名	規制区間	備考
①	国道103号	十和田市宇樽部～十和田市休屋	青森県管理
②	国道103号	十和田市宇樽部～秋田県境	青森県管理
③	国道103号	秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字生出	秋田県管理
④	市道休屋線	起点～終点	十和田市管理
⑤	市道休屋十和田湖小学校線	起点～終点	十和田市管理
⑥	市道休屋東部1号線	起点～終点	十和田市管理
⑦	市道休屋東部2号線	起点～終点	十和田市管理
⑧	市道休屋東部3号線	起点～終点	十和田市管理
⑨	市道宇樽部国民宿舎線	起点～終点	十和田市管理
⑩	市道宇樽部十和田湖中学校線	起点～終点	十和田市管理
⑪	市道宇樽部十和田山線	起点～終点	十和田市管理

【冬期の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-9を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））発表時と同様の路線となるため、表3-7を参照する。

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

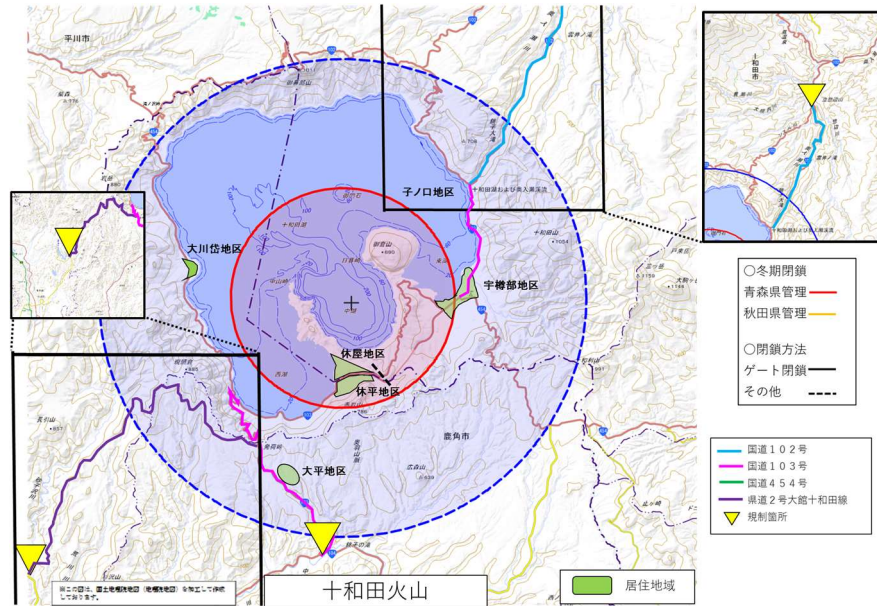


図3-10 道路規制箇所図（冬期以外で想定火口範囲から4 km圏内の場合）
（※主な規制箇所を記載）

表3-15 規制を行う道路

整理番号	路線名	規制区間	備考
①	国道102号	十和田市子ノ口～十和田市惣辺	青森県管理
②	国道102号	十和田市青樺山～十和田市惣辺	青森県管理 ※冬期閉鎖
③	国道102号	十和田市子ノ口～平川市滝ノ沢	青森県管理 ※冬期閉鎖
④	国道103号	十和田市子ノ口～十和田市宇樽部	青森県管理
⑤	国道454号	十和田市宇樽部～秋田県境	青森県管理 ※冬期閉鎖
⑥	国道454号	平川市滝ノ沢～秋田県境	青森県管理 ※冬期閉鎖
⑦	国道103号	鹿角郡小坂町十和田湖字生出～鹿角市十和田大湯字中滝	秋田県管理
⑧	国道454号	秋田県境～鹿角市十和田大湯字田代平	秋田県管理 ※冬期閉鎖

⑨	国道454号	秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖字和井内	秋田県管理
⑩	県道2号大館十和田湖線	起点～終点	秋田県管理
⑪	大平1号線	起点～終点	鹿角市管理 ※冬期閉鎖
⑫	大平2号線	起点～終点	鹿角市管理 ※冬期閉鎖
⑬	大平3号線	起点～終点	鹿角市管理 ※冬期閉鎖
⑭	大平4号線	起点～終点	鹿角市管理
⑮	大平5号線	起点～終点	鹿角市管理 ※冬期閉鎖
⑯	一の沢林道	起点～終点	三八森林管理 署管理
⑰	小惣辺林道	起点～終点	三八森林管理 署管理
⑱	白樺林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑲	東野沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
⑳	湯の又林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉑	カラマタ沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉒	温川林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉓	冷川林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉔	中の沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉕	上中の沢林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉖	大平林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理
㉗	大根津戸林道	起点～終点	米代東部森林 管理署管理

【冬期の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-9を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル4-1に引き上げられた時と同様の路線となるため、表3-11を参照する。

カ 避難所の開設等

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に滞在する住民等の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県、秋田県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、十和田市、鹿角市、小坂町を支援する。また、十和田市、鹿角市、小坂町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

十和田市、鹿角市、小坂町が噴火警戒レベル5-1の引き上げに関する噴火警報の発表にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m2)	収容人数 (人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字奥瀬字中平61-6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字奥瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字沢田字下洗21-1	0176-58-0186	765	383

<鹿角市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m2)	収容人数 (人)
大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂22-1	0186-35-2057	2,179	510
十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7-5	0186-35-3045	2,743	640
錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦木字浜田91-1	0186-35-4477	1,374	320

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面積 (m2)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森 7 - 1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平 6 6 - 1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神 4 - 1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原 3 5 - 3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の避難誘導

登山者及び観光客等の避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m 圏内の外側への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両の確保についても検討する。

①青森県

青森県は十和田市と協議し、観光客等を移送する車両等を手配する。また、県のホームページ等を活用して避難情報を周知し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m 圏内の外側へ避難するように呼びかける。

②秋田県

秋田県は小坂町と協議し、登山者及び観光客等を移送する車両等を手配する。また、県のホームページ等を活用して避難情報を周知し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m 圏内の外側へ避難するように呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m 圏内の外側へ避難するように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m 圏内に位置する施設職員と連携し、観光

客等を想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難を呼びかける。

④小坂町

小坂町は、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して登山者及び観光客等に避難情報を周知するとともに、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難するように呼びかける。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設職員と連携し、登山者及び観光客等を想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難を呼びかける。

⑤その他関係機関

警察、消防は、火山活動の状況について気象庁等の助言に基づき安全確認をした上で、登山道及び遊歩道周辺で逃げ遅れが無いか確認する。

ク 住民等の避難誘導

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に対して避難指示を発令し、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して住民等の避難誘導を行う。

警察、消防は、十和田市、鹿角市、小坂町から要請を受け、想定火口範囲及び想定火口範囲から4 km圏内の外側から住民等に対して避難誘導を行う。

ケ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

十和田市、小坂町は避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。

また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

コ 避難促進施設による避難誘導等

想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する避難促進施設は、施設の利用者に対して、噴火警戒レベル5-1が発表されたことを周知する。また施設利用者の避難誘導を行う。

そして、冬期に限らず、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖し、避難する。

また、十和田市及び小坂町と協議・連携し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難誘導を行う。

十和田市及び小坂町は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、施設と連携して想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側への避難誘導にあたる。また、要配慮者

が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて十和田市は青森県、小坂町は秋田県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県及び秋田県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、十和田市や小坂町から受入先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-16 警戒範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設

<想定火口範囲内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■交通関係施設 ■宿泊施設 ■利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■医療関係 ■医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	JRバス東北十和田湖駅	交通関係施設	
	峰湖荘	宿泊施設	
	民宿春山荘	宿泊施設	
	民宿ひめます山荘	宿泊施設	
	十和田湖ホステル	宿泊施設	
	十和田湖バックパッカーズ	宿泊施設	
	民宿十和田湖山荘	宿泊施設	
	ホテル十和田荘	宿泊施設	
	十和田湖レークサイドホテル	宿泊施設	
	湖四季の宿弁慶	宿泊施設	
	アドベンチャーロッジ	宿泊施設	
	宇樽部キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田湖遊覧船（休屋）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田家食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖畔ドライブイン	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田神社	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖が見えるレストラン信州屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖観光交流センター「ぷらっと」	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	お土産とお食事の店もりた	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランたかさご屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
十和田食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設		

	かえで食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	JRハウス+和田	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランやすみや	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	暮らしのクラフトゆずりは	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖総合案内所	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	たかせ商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	木村ストア	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	喫茶 憩い	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	田子屋商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖診療所	医療関係	
	十和田湖小・中学校	医療関係以外の要配慮者利用施設	
	十和田湖保育園	医療関係以外の要配慮者利用施設	
小坂町	十和田湖レークビューホテル	宿泊施設	
	民宿和み	宿泊施設	
	とわだこ遊月	宿泊施設	
	とわだこ賑山亭	宿泊施設	
	岩路（食事処）	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	

<想定火口範囲から4 km圏内>

自治体	施設名	施設種別 ■交通関係施設 ■宿泊施設 ■利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■医療関係 ■医療関係以外の要配慮者利用施設	備考
十和田市	J Rバス東北子ノ口駅	交通関係施設	
	十和田湖遊覧船（子ノ口）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	みずうみ亭	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	子ノ口湖畔食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
小坂町	十和田ホテル	宿泊施設	
	十和田プリンスホテル	宿泊施設	
	レークサイド山の家	宿泊施設	
	さくら荘	宿泊施設	
	招仙閣	宿泊施設	
	生出キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	滝の沢キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(4) 小規模噴火 「噴火警戒レベル5-1」の場合 (想定火口範囲内)

【火山活動の状況】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。

【警戒範囲】 想定火口範囲内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	避難
------------	----

予報 警報	警戒 範囲	キョ ト	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 (居 住 地 域) 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	避 難	<p>【居住地域】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇樽部地区 ・ 休屋地区 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休平地区 <p>【施設】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休屋北駐車場 ・ 休屋南駐車場 ・ 十和田ビジターセンター <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観音台駐車場 ・ 乙女の像 ・ 十和田湖総合案内所 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R 八東北十和田湖駅 ・ 宇樽部駐車場① ・ 宇樽部駐車場② ・ 峰湖荘 ・ 民宿春山荘 ・ 民宿ひめます山荘 ・ 十和田湖ホテル ・ 十和田湖バックパッカーズ ・ 民宿十和田湖山荘 ・ ホテル十和田荘 ・ 十和田湖レークサイドホテル ・ 湖四季の宿弁慶 ・ アドベンチャーロッジ ・ 宇樽部キャンプ場 ・ 十和田湖遊覧船 (休屋) ・ 十和田家食堂 ・ 湖畔ドライブイン ・ 十和田神社 ・ 湖が見えるレストラン信州屋 ・ 十和田湖観光交流センター「がらっと」 ・ お土産とお食事の店もりた 	<p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・ 住民等の避難状況の情報収集 ・ 施設の閉鎖状況の情報収集 ・ 観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・ 観光客等の名簿を作成 ・ 県内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等の避難状況の情報収集 ・ 施設の閉鎖状況の情報収集 ・ 観光客等の情報の収集、名簿の作成 ・ 市内の被害状況の確認 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台等からの火山活動の状況等を収集 ・ 住民等の避難状況の情報収集 ・ 施設の閉鎖状況の情報収集 ・ 観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・ 観光客等の名簿を作成 ・ 県内の被害状況の確認 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等の避難状況の情報収集 ・ 施設の閉鎖状況の情報収集 ・ 観光客等の情報の収集、名簿の作成 ・ 町内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知 ・ 防災関連情報を住民や観光客等に広報 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区へ避難指示を発令 ・ 火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・ 警戒範囲内施設への情報提供 ・ 協議会 (青森県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報に加え、被害状況を伝達 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知 ・ 防災関連情報を住民や観光客等に広報 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区へ避難指示を発令 ・ 火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・ 警戒範囲内施設への情報提供 ・ 協議会 (秋田県) へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報に加え、被害状況を伝達

予報 警報	警戒 範囲	キョ ト	警戒範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 (居 住 地 域) 又 は 噴 火 警 報	想 定 火 口 範 囲 内	避 難	<p>【施設】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストランたかさご屋 ・ 十和田食堂 ・ かえで食堂 ・ J R ハウス十和田 ・ レストランやすみや ・ 十和田湖総案内所 ・ たかせ商店 ・ 木村ストア ・ 喫茶 憩い ・ 田子屋商店 ・ 十和田湖診療所 ・ 十和田湖小・中学校 ・ 十和田湖保育園 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十和田湖レークビューホテル ・ 民宿和み ・ とただこ遊月 ・ とただこ飯山亭 ・ 岩路 (食事処) <p>【道路】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 0 3 号 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道休屋線 ・ 市道休屋十和田湖小学校線 ・ 市道休屋東部 1 号線 ・ 市道休屋東部 2 号線 ・ 市道休屋東部 3 号線 ・ 市道宇樽部国民宿舎線 ・ 市道宇樽部十和田湖中学校線 ・ 市道宇樽部十和田山線 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 0 3 号 <p>【林道】</p> <p>なし</p> <p>【農道】</p> <p>なし</p> <p>【登山道】</p> <p>なし</p> <p>【遊歩道】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休屋園地内歩道 ・ 自能岩線歩道 	<p>【避難経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙「避難経路図」のとおり。 ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。 <p>【施設の閉鎖】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難終了後、所管する施設を閉鎖 (ただし、駐車場は除く。) <p>【道路規制】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 0 3 号 (十和田市宇樽部～秋田県境) ・ 国道 1 0 3 号 (十和田市宇樽部～十和田市休屋) ※冬期閉鎖 <p>→通行規制</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての市道 → 通行規制 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 1 0 3 号 (秋田県境～鹿角郡小坂町十和田湖学生出) <p>→通行規制</p> <p>【遊歩道規制】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する遊歩道 → 立入規制 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者の避難誘導 (集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設など) ・ 緊急連絡メール (十和田市、小坂町) ・ 防災行政無線 (十和田市、小坂町) ・ スピーカー等の放送設備 (観光施設等)

<p>【最寄りの指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧地域包括支援センター ・ 西コミュニティセンター ・ 沢田悠学館 ○鹿角市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小坂町交流センター

○小規模噴火に係る具体的な防災対応

(4) 小規模噴火 「噴火警戒レベル5-1」の場合 (想定火口範囲から4 km圏内)

【火山活動の状況】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。

【警戒範囲】 想定火口範囲から4 km圏内

【防災対応】

小規模噴火の対象地域	避難
------------	----

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 難	避 難	<p>【居住地域】</p> <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大平地区 ・小坂町 ・大川岱地区 <p>【集客地域】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ノ口地区 <p>【施設】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生出キャンプ場 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JRバス東北子ノ口駅 ・御前山駐車場 ・十和田湖遊覧船（子ノ口） ・みずうみ亭 ・子ノ口湖畔食堂 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田ホテル ・十和田プリンスホテル ・レークサイド山の家 ・さくら荘 ・招仙閣 ・発荷峠展望台 ・黎明亭展望台 ・甲岳台展望台 ・笹森展望所 ・白雲亭展望所 ・滝の沢キャンプ場 <p>【道路】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道102号 ・国道103号 ・国道454号 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号 ・国道454号 ・県道2号大館十和田湖線 <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大平1号線 ・大平2号線 ・大平3号線 ・大平4号線 ・大平5号線 	<p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台等から火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 ・県内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報の収集、名簿の作成 ・市内の被害状況の確認 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台等から火山活動の状況等を収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報収集のための窓口の設置 ・観光客等の名簿を作成 ・県内の被害状況の確認 <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難状況の情報収集 ・施設の閉鎖状況の情報収集 ・観光客等の情報の収集、名簿の作成 ・町内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区へ避難指示を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 ・協議会（青森県）へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報に加え、被害状況を伝達 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況及び住民等の避難状況並びに施設の閉鎖状況に加え、観光客等の情報、被害状況を協議会関係者等に周知 ・防災関連情報を住民や観光客等に広報 <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区へ避難指示を発令 ・火山活動状況を住民等へ周知 ・協議会（秋田県）へ住民等の避難状況及び被害状況を伝達 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区へ避難指示を発令 ・火山活動状況を住民及び観光客等へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供 ・協議会（秋田県）へ住民等の避難状況及び施設の閉鎖状況並びに観光客等の情報に加え、被害状況を伝達

予報 警報	警戒 範囲	キー ワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒避難
噴 火 警 報 （ 居 住 地 域 ） 又 は 噴 火 警 報	想 定 難	避 難	<p>【林道】</p> <p><三八森林管理署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の沢林道 ・小惣辺林道 <p><米代東部森林管理署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・白樺林道 ・東野沢林道 ・瀧の又林道 ・カラマツ沢林道 ・温川林道 ・冷川林道 ・中の沢林道 ・上中の沢林道 ・大平林道 ・大根津戸林道 <p>【農道】</p> <p>なし</p> <p>【登山道】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田山登山道 <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田山登山道（西側） <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・白地山登山道（ミノナゲコース） ・白地山登山道（大川岱コース） ・白地山登山道（鉛山コース） ・白地山登山道（銀山コース） ・鉛山峠登山道（鉛山峠登山口から） ・白地山登山道（県道2号大館十和田湖線付近） <p>【登山口】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田山登山口 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・白地山登山口（ミノナゲコース） ・白地山登山口（大川岱コース） ・白地山登山口（鉛山コース） ・白地山登山口（銀山コース） ・鉛山峠登山口 ・白地山登山口（県道2号大館十和田湖線付近） <p>【遊歩道】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥入瀬溪流歩道 ・十和田湖畔を歩く道 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・十和田湖畔を歩く道 ・西湖畔自然遊歩道 <p>【縦割りの指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○十和田市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・旧地域包括支援センター ・西コミュニティセンター ・沢田悠学館 ○鹿角市指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・大湯地区市民センター ○小坂町指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・小坂町交流センター 	<p>【避難経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「避難経路図」のとおり ※火口位置が不明の場合は、「火口が中湖の場合」を想定する。 <p>【施設の閉鎖】</p> <p><環境省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難終了後、所管する施設を閉鎖（ただし、駐車場は除く。） <p>【道路規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道102号（十和田市子ノ口～十和田市惣辺） ・国道102号（十和田市青樺山～十和田市惣辺）※冬期閉鎖 ・国道102号（十和田市子ノ口～平川市滝ノ沢）※冬期閉鎖 ・国道103号（十和田市子ノ口～十和田市宇樽部） ・国道454号（十和田市宇樽部～秋田県境）※冬期閉鎖 ・国道454号（平川市滝ノ沢～秋田県境）※冬期閉鎖 <p>→通行規制</p> <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道103号（鹿角市小坂町十和田湖字生出～鹿角市十和田大湯字中瀬） ・国道454号（秋田県境～鹿角市十和田大湯字田代平） ※冬期閉鎖 ・国道454号（秋田県境～鹿角市小坂町十和田湖字和井内） ・県道2号大館十和田湖線 <p>→通行規制</p> <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大平1号線 ※冬期閉鎖 ・大平2号線 ※冬期閉鎖 ・大平3号線 ※冬期閉鎖 ・大平4号線 ・大平5号線 ※冬期閉鎖 <p>→通行規制</p> <p>【林道規制】</p> <p><三八北森林管理署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する林道 → 通行規制 <p><米代東部森林管理署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する林道 → 通行規制 <p>【登山道規制】</p> <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在する登山道 → 入山規制 <p><鹿角市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在する登山道 → 入山規制 <p><小坂町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在する登山道 → 入山規制 <p>【遊歩道規制】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <p><秋田県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管する遊歩道 → 立入規制 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設など） ・緊急連絡メール（十和田市、鹿角市、小坂町） ・防災行政無線（十和田市、小坂町） ・スピーカー等の放送設備（十和田市、鹿角市、小坂町）

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (噴火警戒レベル1→噴火警戒レベル5-1)

ア 協議会の構成機関の体制

青森県及び秋田県は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、表3-17の体制をとり、情報収集や協議会関係機関との情報共有、住民等への火山情報の周知、合同会議の開催準備等を行う。噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

十和田市、鹿角市、小坂町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、表3-17の体制をとり、住民等への避難指示、情報提供及び避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、市町村等と連携し、防災対応にあたる。

表3-17 協議会構成機関の体制

青森県	災害対策本部
秋田県	災害対策本部
十和田市	災害対策本部
鹿角市	災害対策本部
小坂町	災害対策本部

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、青森県ホームページ等を活用し、十和田市が住民や観光客等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の被害状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、観光客等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

特に、要救助者の把握のため、住民等からの情報提供、問い合わせを受け付ける連絡窓口を設置し、噴火時に十和田火山周辺にいる可能性のある観光客等の把握に努め、名簿を作成する。なお、窓口の連絡先については、青森県ホームページ等に掲載するほか、テレビ等を通じて広く周知する。

②秋田県

秋田県は、秋田県ホームページ等を活用し、鹿角市及び小坂町が住民や観光客等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の被害状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、観光客等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、

協議会の構成機関と情報共有を図る。

特に、要救助者の把握のため、住民等からの情報提供、問い合わせを受け付ける連絡窓口を設置し、噴火時に十和田火山周辺にいる可能性のある観光客等の把握に努め、名簿を作成する。なお、窓口の連絡先については、秋田県ホームページ等に掲載するほか、テレビ等を通じて広く周知する。

③十和田市

十和田市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、観光客等に周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、観光客等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令などを伝達する。その他、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、観光客等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設の管理者は、十和田市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、十和田市に報告する。

住民及び観光客等への周知については、十和田市として以下の内容を周知する。

○想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に〇〇で噴火が発生しました。
〇〇地点で噴石が落下しております。極めて危険ですので、トンネル内、コンクリート製の建物及び家屋の中、岩かけ等に緊急避難してください。
宇樽部、休屋、子ノロ地区の皆様は、至急、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏の外側へ避難してください。

④鹿角市

鹿角市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民等に周知する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令などを伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

住民等への周知については、鹿角市として以下の内容を周知する。

○想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、鹿角市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に〇〇で噴火が発生しました。
〇〇地点で噴石が落下しております。極めて危険ですので、トンネル内、コンクリート製の建物及び家屋の中、岩かけ等に緊急避難してください。
十和田大湯の大平地区の住民をはじめ、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内にいる方は、至急、避難してください。

⑤小坂町

小坂町は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、観光客等に周知する。また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、観光客等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令などを伝達する。その他、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、観光客等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

また、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する施設の管理者は、小坂町から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、小坂町に報告する。

住民及び観光客等への周知については、小坂町として以下の内容を周知する。

○想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内

<住民向けの防災行政無線等による周知及び緊急時におけるメールの内容>

こちらは、小坂町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に〇〇で噴火が発生しました。
〇〇地点で噴石が落下しております。極めて危険ですので、トンネル内、コンクリート製の建物及び家屋の中、岩かけ等に緊急避難してください。
休平、大川岱地区の皆様は、至急、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内の外側へ避難してください。

⑥その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町と情報共有するとともに、合同会議の開催や救助活動に備える。

ウ 登山道規制

登山道については、小坂町等は登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う登山道については、図3-1、3-2及び表3-3、3-4のとおり。

そして、管理者は不明であるが、登山者が利用している痕跡が見られる登山道については、登山道が所在する市町村において、適宜看板及びバリケード等を設置する。特に十和田湖西側

に位置する白地山においては、登山者が利用している痕跡が見られる登山道が見受けられるため、登山道が所在する市町村は、適宜看板及びバリケード等を設置する。

なお、規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

該当なし

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-1及び表3-3のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-2及び表3-4のとおり規制する。

工 遊歩道規制

遊歩道については、青森県及び秋田県等が遊歩道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う遊歩道については、図3-3～3-6及び表3-5、3-6のとおり。

なお、十和田湖岸近くで規制作業を行う場合は、安全確保に十分留意し、危険と判断される場合は看板等の設置を中止し、すぐに避難する。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-3及び表3-5のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-4及び表3-5のとおり規制する。

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-5及び表3-6のとおり規制する。

【冬期の場合】

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合と同様に、図3-6及び表3-6のとおり規制する。

オ 道路規制

道路規制については、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4 km圏内に位置する青森県及び秋田県、十和田市で管理する道路で通行規制を実施する。

規制を行う道路については、図3-9、3-10及び表3-7、3-11、3-14、3-15のとおり。

1) 想定火口範囲内

【冬期以外の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-10を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル5-1に引き上げられた時と同様の路線となるため、表3-14を参照する。

【冬期の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-9を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））発表時と同様の路線となるため、表3-7を参照する。

2) 想定火口範囲から4 km圏内

【冬期以外の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、図3-10を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル5-1に引き上げられた時と同様の路線となるため、表3-15を参照する。

【冬期の場合】

規制箇所については、想定火口範囲から4 km圏内付近で通行規制を行うことから、

図3-9を参照する。なお、規制路線については、噴火警戒レベル4-1に引き上げられた時と同様の路線となるため、表3-11を参照する。

カ 避難所の開設等

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に滞在する住民等の避難に際して、その受入先となる避難所の開設を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県、秋田県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、十和田市、鹿角市、小坂町を支援する。また、十和田市、鹿角市、小坂町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

十和田市、鹿角市、小坂町が噴火警戒レベル5-1の発表にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
旧地域包括支援センター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平61-6	0176-51-6703	187	94
西コミュニティセンター	青森県十和田市大字奥 瀬字中平70-3	0176-72-2311	462	231
沢田悠学館	青森県十和田市大字沢 田字下洗21-1	0176-58-0186	765	383

<鹿角市>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大 湯字権現堂22-1	0186-35-2057	2,179	510
十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛 馬内字城ノ下7-5	0186-35-3045	2,743	640
錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦 木字浜田91-1	0186-35-4477	1,374	320

<小坂町>

避難所	住所	連絡先	面積 (m ²)	収容人数 (人)
小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森 7 - 1	0186-29-2069	5,045	702
向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1	0186-29-2069	1,892	300
小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平 6 6 - 1	0186-29-3065	12,447	655
小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神 4 - 1	0186-29-2422	5,641	230
道の駅こさか七滝 滝の茶屋 孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原 3 5 - 3	0186-29-3777	311	24

キ 登山者及び観光客等の緊急退避とその後の避難誘導

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m圏内に位置する施設の職員等と連携し、登山者及び観光客等に対して緊急速報メール等を活用した緊急退避を呼びかけるとともに、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のために、バスやタクシー等の交通手段の確保に努める。

青森県及び秋田県は、移動手段のない人のための交通手段の確保の支援を行う。

警察、消防、自衛隊は、十和田市、鹿角市、小坂町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、立入規制等を行い、登山者及び観光客等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m圏内で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者や観光客等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

協議会の構成機関は、十和田市、鹿角市、小坂町が行う登山者や観光客等の緊急退避後の避難誘導、交通手段の確保等について、必要に応じて支援する。

ク 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

十和田市、鹿角市、小坂町は想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m圏内に対して避難指示を発令するとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用して緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

警察、消防は、十和田市、鹿角市、小坂町から要請を受け、想定火口範囲内及び想定火口範囲から 4 k m圏内の外側から住民等に対して避難誘導を行う。

ケ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

十和田市、小坂町は避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。

また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

コ 避難促進施設等による避難誘導等

想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内に位置する避難促進施設等は、施設の利用者に対して、噴火警戒レベル5-1が発表されたことを周知するとともに、施設利用者の避難誘導を行う。そして、冬期に限らず、施設利用者の避難終了後、施設を閉鎖し、避難する。

また、十和田市及び小坂町と協議・連携し、想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側への避難誘導を行う。

十和田市及び小坂町は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、施設と連携して想定火口範囲内及び想定火口範囲から4km圏内の外側への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて十和田市は青森県、小坂町は秋田県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県及び秋田県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、十和田市や小坂町から受入先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-18 警戒範囲内に位置する避難促進施設指定対象施設

<想定火口範囲内>

自治体	施設名	施設種別	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通関係施設 ■ 宿泊施設 ■ 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■ その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■ 医療関係 ■ 医療関係以外の要配慮者利用施設 	
十和田市	JRバス東北十和田湖駅	交通関係施設	
	峰湖荘	宿泊施設	
	民宿春山荘	宿泊施設	
	民宿ひめます山荘	宿泊施設	
	十和田湖ホステル	宿泊施設	
	十和田湖バックパッカーズ	宿泊施設	
	民宿十和田湖山荘	宿泊施設	
	ホテル十和田荘	宿泊施設	
	十和田湖レークサイドホテル	宿泊施設	
	湖四季の宿弁慶	宿泊施設	
	アドベンチャーロッジ	宿泊施設	

	宇樽部キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田湖遊覧船（休屋）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	十和田家食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖畔ドライブイン	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田神社	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	湖が見えるレストラン信州屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖観光交流センター「ぶらっと」	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	お土産とお食事の店もりた	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランたかさご屋	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	かえで食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	JRハウス十和田	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	レストランやすみや	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	暮らしのクラフトゆずりは	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖総合案内所	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	たかせ商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	木村ストア	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	喫茶 憩い	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	田子屋商店	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	十和田湖診療所	医療関係	
	十和田湖小・中学校	医療関係以外の要配慮者利用施設	
	十和田湖保育園	医療関係以外の要配慮者利用施設	
小坂町	十和田湖レークビューホテル	宿泊施設	
	民宿和み	宿泊施設	
	とわだこ遊月	宿泊施設	
	とわだこ賑山亭	宿泊施設	
	岩路（食事処）	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	

<想定火口範囲から4 km圏内>

自治体	施設名	施設種別 <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通関係施設 ■ 宿泊施設 ■ 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 ■ その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 ■ 医療関係 ■ 医療関係以外の要配慮者利用施設 	備考
十和田市	J Rバス東北子ノ口駅	交通関係施設	
	十和田湖遊覧船（子ノ口）	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	みずうみ亭	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
	子ノ口湖畔食堂	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	
小坂町	十和田ホテル	宿泊施設	
	十和田プリンスホテル	宿泊施設	
	レークサイド山の家	宿泊施設	
	さくら荘	宿泊施設	
	招仙閣	宿泊施設	
	生出キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	
	滝の沢キャンプ場	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	

3.3 広域一時滞在等

(1) 広域一時滞在等の判断・実施

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域一時滞在等の体制に基づいて避難を実施する。その際、協議会において情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、青森県及び秋田県は、避難先市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、県及び市町はすでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域一時滞在等を行うことを周知する。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、警察等は、広域一時滞在等の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

十和田市、鹿角市、小坂町は、広域一時滞在等の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、青森県及び秋田県等と共有する。また、青森県及び秋田県等が確保できる輸送手段や広域一時滞在等をする避難所とも併せて、避難対象地域を割り当てる。

青森県は十和田市から、秋田県は鹿角市及び小坂町から収集した避難者数等の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請し、バス等の輸送手段を確保する。必要に応じて、協議会構成機関等に対して、支援を要請する。

協議会構成機関は、青森県及び秋田県等からの要請を踏まえ、避難者の輸送を支援する。

(3) 避難先の受入準備

青森県及び秋田県は、避難先市町村等と避難者受入れの確認をするとともに、避難所等の割り当てなどの調整を行う。

十和田市、鹿角市、小坂町は、広域一時滞在等の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、青森県や秋田県、避難先市町村等と共有し、避難対象地域ごとに避難所等を割り当てる。また、避難所等の開設・運営（人員派遣や物資供給等）について、避難先市町村と協議する。

青森県及び秋田県は、広域一時滞在等に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

3.4 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊は、火山専門家等の助言の下に、救助活動の対象範囲を検討・確認し、救助活動を行う。その際には、火山活動の急変をただちに把握できるように、仙台管区気象台と現地救助隊との間でホットラインを設ける。

救助活動を円滑かつ安全に行うために、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、平素から登山ルートや施設等の所在など火山や火山地域に詳しい者の把握に努める。

ウ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を、火山専門家及び仙台管区気象台の助言を得ながら設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

活動基準を設定する際に考慮すべき事項として、以下の例などがある。

- 活動基準を設定する際に考慮すべき事項例
 - ・火山性地震や火山性微動の発生状況
 - ・地殻変動の状況
 - ・火山ガス濃度
 - ・火山灰、噴石の飛散状況
 - ・火砕流、溶岩流の発生状況
 - ・気象状況
 - ・救助部隊員等が目視確認した噴火の状況等

また、活動基準の一例として、御嶽山の活動基準を表3-19に示す。

表3-19 御嶽山における天候や火山の状態による活動基準（参考）

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) :10ppm 二酸化硫黄 (SO ₂) :2ppm

[御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書より]

工 救助活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲、気象状況の見込み、土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認し、青森県災害対策本部及び秋田県災害対策本部に報告する。

(2) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、警察等は、避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(3) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、秋田県、小坂町、警察等は、登山届等と火口近くに位置する施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、設置した連絡窓口への情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、火山専門家や仙台管区気象台からの助言を得つつ、搜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(4) 医療活動

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、負傷者が発生した場合、公的医療機関にお

いて医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。使用が想定される医療機関は、表3-20のとおり。必要に応じて、速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

表3-20 使用が想定される医療機関一覧 (表2-10 再掲)

病院名	所在地	電話番号	備考
青森県立中央病院	青森県青森市東造道2丁目 1-1	017-726-8315	救命救急センター設置
十和田市立中央病院	青森県十和田市西十二番町 14-8	0176-23-5121	
弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市大字本町53	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
八戸市立市民病院	青森県八戸市大字田向3丁目 1-1	0178-72-5111	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)
秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面蓮沼 44-2	018-834-1111	高度救命救急センター設置
かづの厚生病院	秋田県鹿角市花輪向畑18	0186-23-2111	
小坂町診療所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山 字栗平25-1	0186-29-5500	

3.5 災害対策基本法（第63条）に基づく警戒区域

十和田市、鹿角市、小坂町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

青森県及び秋田県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、青森県は十和田市に、秋田県は鹿角市や小坂町に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、十和田市、鹿角市、小坂町が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、警察等は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。

3.6 報道機関への対応

協議会の事務局である青森県は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、秋

田県や気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

合同記者会見では、青森県は協議会の事務局として火山地域全体の防災対応の状況、十和田市、鹿角市、小坂町は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的な知見により火山の活動状況の解説、警察及び道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

協議会の事務局である青森県、そして秋田県においては、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。十和田市、鹿角市、小坂町においては、協議会または合同会議としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 土砂災害への対応

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を青森県及び秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町に通知する。

十和田市、鹿角市、小坂町は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて青森県及び秋田県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

青森県及び秋田県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、十和田市、鹿角市、小坂町に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。

4.2 避難の長期化に備えた対策

十和田市、鹿角市、小坂町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を軽減するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

青森県及び秋田県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

4.3 観光業への影響を最小化するための方策

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を基に、報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全性が確保された旨を周知するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.4 避難指示等の解除、一時立入等の対応

（1）避難指示等の解除

十和田市、鹿角市、小坂町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。

また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明

会等を開催する。

青森県は十和田市、秋田県は鹿角市及び小坂町と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、市町村が行う避難指示等の解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示等の解除について助言を行う。

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

十和田市、鹿角市、小坂町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

青森県は十和田市、秋田県は鹿角市及び小坂町が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、十和田市や鹿角市、小坂町、青森県、秋田県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、青森県及び秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町等はその活動を支援する。なお、噴火警戒レベルの引き下げにおいては、噴火警戒レベル2、3を使用することとし、引き下げの判断については仙台管区気象台が判断する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

(3) 一時立入

十和田市、鹿角市、小坂町は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準、ヘリコプターなどによる監視体制、立入可能な範囲や立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

青森県は十和田市、秋田県は鹿角市及び小坂町と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町に助言を行う。また、一時立入を実施するに

あたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、十和田市、鹿角市、小坂町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練等

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民及び観光客・登山者等への防災啓発

十和田市、鹿角市、小坂町は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットの作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

青森県は十和田市、秋田県は鹿角市及び小坂町が作成する火山防災マップや火山防災パンフレット等について、助言・監修を行うとともに、配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、十和田市、鹿角市、小坂町が作成した火山防災マップや火山防災パンフレット等を活用し、登山者等への防災啓発を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する。

(2) 学校での防災教育

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等により、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを導入する。

協議会の構成機関は、青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町と協力し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等により、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

5.2 緊急避難に関する広報及び教育

十和田市、鹿角市、小坂町は、火山噴火が発生した場合の緊急避難の方法について予め住民等に周知する。青森県及び秋田県は、必要に応じて関係市町に対して助言等を行い、住民の防災意識向上を図る。

5.3 防災訓練

青森県、秋田県、十和田市、鹿角市、小坂町は、協議会の構成機関と連携し、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域一時滞在等の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。

6 火山避難計画の見直し

火山避難計画においては、有効かつ適切な運用が求められることから、必要に応じて計画の見直しを実施する。